

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	2
請願文書表	3
第 1 号 (6月10日)	
開会、散会の日時	5
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	5
事務局出席者	5
議事日程	6
開会及び開議の宣告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
諸般の報告	8
行政報告	8
諮問第1号の上程、説明	9
議案第22号の上程、説明	10
議案第23号の上程、説明	10
議案第24号の上程、説明	11
議案第25号の上程、説明	11
議案第26号の上程、説明	12
議案第27号の上程、説明	13
議案第28号の上程、説明	13
議案第29号の上程、説明	14
議案第30号の上程、説明	15
議案第31号の上程、説明	16
議案第32号の上程、説明	16
議案第33号の上程、説明	17
請願第2号の上程	18
報告第4号の上程、報告	18
報告第5号の上程、報告	18
報告第6号の上程、報告	18
散会の宣告	19

第 2 号 (6月13日)

開議、散会の日時	21
出席議員	21
欠席議員	21
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	21
事務局出席者	21
議事日程	22
開議の宣告	23
一般質問	23
宮城 貢 議員	23
仲井間 宗利 議員	29
大山 美佐子 議員	31
宮城 良治 議員	34
吉浜 覚 議員	36
大城 邦彦 議員	44
大城 佐一 議員	48
散会の宣告	53

第 3 号 (6月14日)

開議、散会の日時	55
出席議員	55
欠席議員	55
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	55
事務局出席者	55
議事日程	56
開議の宣告	57
諮問第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	57
議案第22号の質疑、委員会付託	57
議案第23号の質疑、委員会付託	57
議案第24号の質疑、委員会付託	58
議案第25号の質疑、委員会付託	58
議案第26号の質疑、委員会付託	58
議案第27号の質疑、委員会付託	58
議案第28号の質疑、委員会付託	59
議案第29号の質疑、委員会付託	59
議案第30号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	59
議案第31号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	61
議案第32号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	61

議案第 3 3 号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	62
諸般の報告	63
散会の宣告	63

第 4 号 (6月16日)

開議、閉会の日時	65
出席議員	65
欠席議員	65
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	65
事務局出席者	65
議事日程	66
開議の宣告	67
議案第 2 2 号～議案第 2 8 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	67
議案第 2 9 号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	72
議案第 3 0 号及び議案第 3 2 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	73
請願第 2 号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	75
決議案第 3 号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	76
閉会の宣告	78
署名議員	79

令和4年第4回定例会会議録
(会期日程表)

開会 令和4年6月10日
会期 7日間
閉会 令和4年6月16日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
6月10日	金	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・村長行政報告・諮問1件・議案提案説明・請願第2号建設経済常任委員会付託・報告3件
6月11日	土	休 会		議案検討
6月12日	日	休 会		議案検討
6月13日	月	本会議	午前10時	一般質問
6月14日	火	本会議	午前10時	諮問第1号質疑、委員会付託省略(即決) 議案第22号～第28号質疑、総務常任委員会付託 議案第29号質疑、経済建設常任委員会付託 議案第30号及び第32号質疑、予算審査特別委員会付託 議案第31号及び第33号質疑、委員会付託省略(即決)
6月15日	水	委員会	午前10時	議案第22号～第28号総務常任委員会(説明～採決)
		委員会	午前11時30分	議案第29号及び請願第2号経済建設常任委員会 (説明～採決)
		委員会	午後1時30分	議案第30号及び第32号予算審査特別委員会 (説明～採決)
6月16日	木	本会議	午後2時	議案第22号～第28号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第29号経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第30号及び第32号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 請願第2号経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 (閉会)

会期日数 7日間 本会議日数 4日間 委員会日数 1日間 休会日数 2日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
5	令和4年4月12日	国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情	海事振興連盟 会長 衛藤 征士郎	議員配布
6	令和4年5月6日	女性トイレの維持及びその安心安全の確保について陳情	女性スペースを守る会—LGBT法案における『性自認』に対し慎重な議論を求める会— 共同代表 飯野香里、井上恵子、永田マル、山田響子	議員配布
7	令和4年6月1日	入札及び契約制度価格の適正化等に関する陳情	沖縄県印刷工業組合 理事長 平山 達也	議員配布
8	令和4年6月1日	介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化、要介護1・2の市町村事業への移行などの制度見直しの中止と、国庫補助を増額し介護保険料高騰を抑え、高齢者の尊厳と生活を守れるよう介護保険制度の抜本改善を求める陳情書	沖縄県社会保障推進協議会 代表者 新垣 安男	議員配布
9	令和4年6月1日	コロナ特例減免における国費10割負担の復活と市町村における国保料（税）負担の軽減のための支援を求める陳情書	沖縄県社会保障推進協議会 代表者 新垣 安男	議員配布
10	令和4年6月6日	中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情	井田 敏美	議員配布

請 願 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	請願者の住所及び氏名	紹介議員氏名	付託委員会
2	令和4年6月3日	軽石被害について（請願）	名護市字仲尾次510 番地7 羽地漁業協同組合 代表理事組合長 一戸 豊	宮城 貢	経済建設 常任委員会

令和4年第4回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 令和4年6月10日

1. 開会、散会の日時

開 会 (令和4年6月10日 午前10時00分)

散 会 (令和4年6月10日 午前10時42分)

2. 出席議員 (9名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覺

9 番議員 安 里 重 和

3. 欠席議員 (1名)

10番議員 平 良 嗣 男

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 真喜志 亮

総 務 課 長 宮 城 豊 農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 嶺 実

財 務 課 長 佐久川 紀 亮 監 査 事 務 局 長 新 城 寛

住 民 福 祉 課 長 宮 城 敦 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 宮 城 豊

企 画 観 光 課 長 兼
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 大 嶺 実

建 設 環 境 課 長 花 田 義 徳

会 計 課 長 知 念 和 史

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	諮問 第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について	提案説明
6	議案 第22号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
7	議案 第23号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	提案説明
8	議案 第24号	大宜味村環境保全基金条例	提案説明
9	議案 第25号	大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例	提案説明
10	議案 第26号	大宜味村結い基金条例の一部を改正する条例	提案説明
11	議案 第27号	大宜味村議会議員選挙及び大宜味村長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	提案説明
12	議案 第28号	財産の取得について（大宜味村学校給食センター配送車購入）	提案説明
13	議案 第29号	令和3年度 大川川護岸改修工事の請負契約の変更について	提案説明
14	議案 第30号	令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）	提案説明
15	議案 第31号	令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	提案説明
16	議案 第32号	令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	提案説明
17	議案 第33号	令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	提案説明
18	請願 第2号	軽石被害について（請願）	提案説明
19	報告 第4号	繰越明許費繰越計算書の報告について	報告

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
20	報 告 第 5 号	繰越明許費繰越計算書の報告について	報 告
21	報 告 第 6 号	繰越明許費繰越計算書の報告について	報 告

◎開会及び開議の宣告

- 副議長（安里重和） 起立、礼。おはようございます。

副議長の安里重和です。平良嗣男議長から、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となり、外出自粛の理由により本日の会議に出席できない旨の欠席届が出ております。

そこで、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長の職務を行います。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

ただいまから令和4年第4回大宜味村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 副議長（安里重和） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番 大山美佐子議員及び6番 大城邦彦議員を指名します。

◎会期の決定

- 副議長（安里重和） 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月16日までの7日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 副議長（安里重和） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から6月16日までの7日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 副議長（安里重和） 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

本定例会までに受理した請願及び陳情は、お手元に配りました文書表のとおりです。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。

次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付しておりますので、お目通しをください。これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

- 副議長（安里重和） 日程第4 行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） おはようございます。

行政報告を行います。

3月29日に郵便局と本村のピーアール等の包括提携調印を行っています。

4月7日には中学校、8日には小学校の入学式に出席し、祝辞をさせていただきました。

18日、19日には北部広域市町村会振興会三役で西銘沖縄担当大臣、前菅総理大臣、小淵優子沖縄振興調査会会長に面談し、お礼と要請を行ってきました。

28日には沖縄復帰50周年記念式典国頭村式典に参加をしました。

5月18日には全国道路大会、ダム・発電関係市町村全国協議会理事会及び総会に参加をいたしました。

翌19日には全国中山間地域振興協議会総会に参加をしています。

21日には内閣府の村内の施設があり、西銘大臣に対して村の懸案事項について説明し、要請をいたしました。

24日には第1回の口頭弁論があり、村として弁護士を委託して応招する予定でしたが、議会において否決されたため委託ができないため、担当課長に代理委任し対応させております。職員に御苦勞をおかけしたことは大変残念であります。早い時期に弁護士費用を承認していただき、裁判に臨んでまいりたいと考えております。

27日には北部法人会の依頼で、北部市町村長会の副会長として、世界自然遺産について講演を行いました。また、国頭地区行政事務組合の業務報告書を定例会時に報告することにしております。

なお、その他のことにつきましてはスケジュール表を御参照ください。また、入札結果の報告を添付しております。

以上で報告を終わります。

○ 副議長（安里重和） これで行政報告を終わります。

◎諮問第1号の上程、説明

○ 副議長（安里重和） 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

住 所 沖縄県国頭郡大宜味村字塩屋1306番地17

氏 名 増田 耕平

昭和49年11月12日生

令和4年6月10日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

現人権擁護委員を再度推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、意見を求める。

履歴書等、添付してございますので御審議のほどよろしく願いいたします。

- 副議長（安里重和） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第22号の上程、説明

- 副議長（安里重和） 日程第6 議案第22号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第22号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和4年6月10日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第7号）の施行に伴い、本条例の整備を行う必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、1点目に沖縄振興特別措置法等の改正による対象地域の名称変更でございます。

2点目に対象地域の特別措置について、適用期間を3年延長するものでございます。

3点目は対象地域の措置実施計画について、沖縄県の認定に加え、各主務大臣の確認が必要になったことに伴い、文言の追加を行うものでございます。

施行日につきましては、公布の日からとなっております。

資料といたしまして、新旧対照表を添付しておりますので御参照願いたいと思います。御審議よろしくお願いいたします。

- 副議長（安里重和） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第23号の上程、説明

- 副議長（安里重和） 日程第7 議案第23号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第23号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和4年6月10日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免措置について、令和4年度も引き続き継続するにあたり、本条例を整備する必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民

健康保険税の減免の特例について、令和4年度も引き続き減免を行うものであります。

説明資料に、新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。御審議よろしくお願ひいたします。

○ 副議長（安里重和） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第24号の上程、説明

○ 副議長（安里重和） 日程第8 議案第24号 大宜味村環境保全基金条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第24号 大宜味村環境保全基金条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和4年6月10日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

本村の豊かで多様な自然環境の保全と活用による地域振興事業の展開に資することを目的とし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、大宜味村環境保全基金条例の設置、管理及び処分等に関する事項について定める必要があるため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○ 副議長（安里重和） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

（福地 亮企画観光課長兼プロジェクト推進室長 登壇）

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） それでは補足説明させていただきます。

令和3年7月に世界自然遺産に登録されたことにより、個人の寄附金や企業からのCSR活動及び寄附金などの支援をいただくことが増えております。

昨年度においては、2企業から各1,000万円ずつ一般寄附として寄附をいただいておりますが、世界自然遺産地域の保全と活用に関する事業に役立ててほしいと使途目的について指定がありました。今回の補正予算においても基金への積み立てとして計上させていただきます。

令和4年3月の定例議会において、ふるさと納税を受ける大宜味村むらづくり応援寄附条例の第2条第1項に第5号として、大宜味村の豊かな自然環境及び世界自然遺産の保全と活用に関する事業に充当できるよう一部改正も行っておりますが、寄附の方法につきましては、寄附者側において一般寄附、またはふるさと納税に寄附するかは選択できますので、今後も同様の寄附をいただくことが予想されます。

その使途目的に指定のある寄附について、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、本村の豊かで多様な自然環境の保全と活用による地域振興事業の展開に資することを目的とする、大宜味村環境保全基金条例の整備について提案するものです。

詳細につきましては、委員会にて説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 副議長（安里重和） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第25号の上程、説明

○ 副議長（安里重和） 日程第9 議案第25号 大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する

条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 議案第25号 大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例
上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年6月10日提出

大宜味村長 宮城功光

大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例

大宜味村むらづくり応援寄附条例(平成20年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条中「結い基金」の次に「及び大宜味村環境保全基金」を加える。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

大宜味村環境保全基金を設置するにあたり、本条例第2条第1項第5号に規定する指定寄附金について、制定する大宜味村環境保全基金条例第2条第1項第1号の積立てを可能とする必要があるため、この案を提出する。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 副議長(安里重和) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第26号の上程、説明

- 副議長(安里重和) 日程第10 議案第26号 大宜味村結い基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 議案第26号 大宜味村結い基金条例の一部を改正する条例
上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年6月10日提出

大宜味村長 宮城功光

大宜味村結い基金条例の一部を改正する条例

大宜味村結い基金条例(平成20年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 寄附条例第2条第1項各号(第5号を除く。)の事業に係る指定寄附金

附則 この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

大宜味村環境保全基金を設置するにあたり、大宜味村むらづくり応援寄附条例第2条第1項第5号に規定する指定寄附金について、制定する大宜味村環境保全基金条例第2条第1項第1号の規定に定める積立ての原資として指定することから、本条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

御審議よろしくお願いいたします。

- 副議長(安里重和) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第27号の上程、説明

○ 副議長（安里重和） 日程第11 議案第27号 大宜味村議会議員選挙及び大宜味村長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第27号 大宜味村議会議員選挙及び大宜味村長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和4年6月10日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）の施行に伴い、大宜味村議会議員選挙及び大宜味村長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定するため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明いたします。

御審議よろしくお願ひいたします。

○ 副議長（安里重和） 総務課長。

（宮城 豊総務課長 登壇）

○ 総務課長（宮城 豊） それでは議案第27号の補足説明をいたしたいと思ひます。

本条例は、公職選挙法の一部改正により、本村における村議会議員選挙及び村長選挙における選挙運動に係る経費の限度額を定めて公費で負担する条例であります。

第1章に総則、第2章では選挙運動用自動車の公費負担、第3章では選挙運動用ビラの公費負担、第4章では選挙運動用ポスターの公費負担、第5章では雑則をうたっております。

この条例は、公布の日から施行することとなっております。

なお、詳細については、委員会で御説明いたしたいと思ひます。よろしく御審議のほどお願ひいたします。

○ 副議長（安里重和） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第28号の上程、説明

○ 副議長（安里重和） 日程第12 議案第28号 財産の取得について（大宜味村学校給食センター配送車購入）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第28号 財産の取得について（大宜味村学校給食センター配送車購入）

次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産 大宜味村学校給食センター配送車
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約

- 3 契約金額 金523万9,440円
4 契約の相手 名護市伊差川913番地
沖縄日野自動車株式会社北部営業所
所長 照屋 正広

令和4年6月10日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第3条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

どうぞ、御審議のほどよろしく申し上げます。

- 副議長（安里重和） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第29号の上程、説明

- 副議長（安里重和） 日程第13 議案第29号 令和3年度 大川川護岸改修工事の請負契約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第29号 令和3年度 大川川護岸改修工事の請負契約の変更について 令和3年9月17日締結した令和3年度 大川川護岸改修工事の請負契約について、下記のとおり増額変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 既契約金額 金1億9,394万1,000円
- 2 増 額 金732万7,100円
- 3 合計変更契約金額 金2億126万8,100円

令和4年6月10日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

災害復旧工事の変更に伴い増額変更の必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容につきましては、今回の請負契約金額の増額については、主な変更工種が災害復旧工、その原因が施工中に護岸が集中豪雨の影響により動いてしまい、構造上再利用ができず、沖縄県振興特別推進交付金を活用していたため、沖縄県や国と協議を行い、不可抗力による損害に該当することと災害復旧としてこの交付金の対象となることを確認しております。

そのため工期期限も令和4年6月30日から令和4年7月31日に延長しております。説明資料に変更箇所対照表等を添付しております。

なお、詳しい内容につきましては、委員会において担当課長から説明いたしますので、御審議のほど

よろしくお願ひいたします。

○ 副議長（安里重和） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第30号の上程、説明

○ 副議長（安里重和） 日程第14 議案第30号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第30号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）

令和4年度大宜味村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,014万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億8,110万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和4年6月10日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。よろしくお願ひいたします。

○ 副議長（安里重和） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 議案第30号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算の概要を説明します。

今回の予算の補正は2億9,014万5,000円の増額補正となっております。

では、歳入の主な概要を説明します。予算書1ページをお開き下さい。

14款国庫支出金2億2,876万円の増額ですが、主に北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増によるものです。

15款県支出金5,939万5,000円の減額ですが、主に沖縄振興公共投資交付金の減によるものです。

19款繰越金4,000万円を増額しております。

20款諸収入1,870万3,000円の増額ですが、主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（過年度分）によるものです。

21款村債6,170万円の増額ですが、主に過疎対策事業債及び公営住宅整備事業債によるものです。

以上が歳入の主な概要です。

続きまして歳出の主な概要を説明します。予算書2ページをお開き下さい。

なお、人事異動に伴う職員人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

2款総務費1,488万7,000円の増額ですが、主に行政手続オンライン化システム改修委託料によるものです。

3款民生費3,073万8,000円の増額ですが、主なものとして、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給

付金事業及び低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援給付金事業によるものです。

4款衛生費768万2,000円の増額ですが、主に新型コロナワクチン接種事業によるものです。

6款農林水産業費1,096万8,000円の増額ですが、主なものとして農林水産業物流通条件不利性解消事業によるものです。

7款商工費4,787万9,000円の増額ですが、主なものとして地域経済回復支援事業及びマイクロツーリズムクーポン事業によるものです。

予算書3ページをお開きください。

8款土木費1億3,672万6,000円の増額ですが、主に北部連携促進特別振興対策特定開発事業及び村営宮城団地改修事業によるものです。

10款教育費955万2,000円の増額の主な理由としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業によるものです。

13款諸支出金3,989万2,000円の増額ですが、財政調整基金及び環境保全基金によるものです。

以上が歳出の主な概要です。

詳細については、予算審査特別委員会で担当課長より説明させていただきます。よろしく御審議のほどお願いします。

○ 副議長（安里重和） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第31号の上程、説明

○ 副議長（安里重和） 日程第15 議案第31号 令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第31号 令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）令和4年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

令和4年6月10日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、歳出で1款総務費3,000円の増額、6款保健事業費18万4,000円の増額、10款予備費で18万7,000円の減となっております。

詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 副議長（安里重和） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第32号の上程、説明

○ 副議長（安里重和） 日程第16 議案第32号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 議案第32号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

令和4年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ680万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,706万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和4年6月10日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、主な歳入が4款繰入金200万円の減額、5款繰越金400万円の増額、7款村債480万円の増額となっております。

主な歳出が1款1項1目簡易水道一般会計費の633万7,000円の増額で、主なものは修繕費370万2,000円、委託費55万円、工事請負費471万3,000円の増額となっております。

なお、詳しい内容につきましては、委員会において担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 副議長(安里重和) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第33号の上程、説明

○ 副議長(安里重和) 日程第17 議案第33号 令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 議案第33号 令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

令和4年度大宜味村の公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,775万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月10日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、主な歳入が4款繰越金150万円の増額となっております。

主な歳出が1款1項1目公共下水道一般会計費の委託料49万5,000円の増額と4款予備費100万5,000円の増額となっておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 副議長(安里重和) これで提案理由の説明を終わります。

◎請願第2号の上程

- 副議長（安里重和） 日程第18 請願第2号 軽石被害について（請願）は、委員会付託とします。会議規則第92条第1項の規定により、経済建設常任委員会に付託します。
-

◎報告第4号の上程、報告

- 副議長（安里重和） 日程第19 報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告について

令和3年度大宜味村一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和4年6月10日提出

大宜味村長 宮城功光

よろしくお願ひします。

- 副議長（安里重和） これで報告を終わります。
-

◎報告第5号の上程、報告

- 副議長（安里重和） 日程第20 報告第5号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 報告第5号 繰越明許費繰越計算書の報告について

令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和4年6月10日提出

大宜味村長 宮城功光

よろしくお願ひします。

- 副議長（安里重和） これで報告を終わります。
-

◎報告第6号の上程、報告

- 副議長（安里重和） 日程第21 報告第6号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 報告第6号 繰越明許費繰越計算書の報告について

令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越した

ので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和4年6月10日提出

大宜味村長 宮城功光

よろしく申し上げます。

○ 副議長（安里重和） これで報告を終わります。

◎散会の宣告

○ 副議長（安里重和） 以上で本日の日程は、全て終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

（午前10時42分）

令和4年第4回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 令和4年6月13日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和4年6月13日 午前10時00分)

散 会 (令和4年6月13日 午後3時12分)

2. 出席議員 (10名)

1番議員	大 城 佐 一	6番議員	大 城 邦 彦
2番議員	宮 城 良 治	7番議員	宮 城 貢
3番議員	仲井間 宗 利	8番議員	吉 浜 覚
4番議員	友 寄 景 善	9番議員	安 里 重 和
5番議員	大 山 美佐子	10番議員	平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	宮 城 功 光	教 育 長	米 須 邦 雄
副 村 長	島 袋 幸 俊	教 育 課 長	真喜志 亮
総 務 課 長	宮 城 豊	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 嶺 実
財 務 課 長	佐久川 紀 亮	監 査 事 務 局 長	新 城 寛
住 民 福 祉 課 長	宮 城 敦	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	宮 城 豊
企 画 観 光 課 長 兼 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長	福 地 亮		
産 業 振 興 課 長	大 嶺 実		
建 設 環 境 課 長	花 田 義 徳		
会 計 課 長	知 念 和 史		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

○ 議長（平良嗣男） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

○ 議長（平良嗣男） 一般質問に入る前に、議長からお願いしたいことがございます。お互い議員という公職に身を置く者の心得の基本が憲法19条の中で規定されています。なお、議員は議会の品位を重んじなければならないという規定がございます。また、自治法の102条で議員が本会議において、議員はおのおのの議席があります。議員が本会議においては発言や態度に、よろしいですか。発言や態度に十分注意しなければならないということは言うまでもありません。みだりに発言したり、騒いだり議事妨害となる言動を禁止しております。さらに議会中に議員が議長の許可を得ないで議席を離れたり、登壇することは禁止されています。お互い議員は襟を正し、自治法の102条を遵守してもらわなければなりません。また、議長の命令に従わないときは、その日の会議が終了するまでその議員に発言の禁止を命じるほか、場合によっては議場外に退去させます。自治法129条で議長の権限、職権が与えられていますので、今後徹底して行いますので、議員は議会の秩序、品を十分に保持してもらいたい。なお、不穏当の発言があった場合は、後日議事録を精査し、議長が削除しますので注意してもらいたい。それでは日程に入ります。

◎一般質問

○ 議長（平良嗣男） 日程第1 一般質問を行います。

通告順により、発言を許します。

◇ 宮 城 貢 議員

○ 議長（平良嗣男） 初めに7番 宮城 貢議員の一般質問を許可します。7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 令和4年第3回臨時会、5月12日にありましたけれども、議案第21号について議会だよりに、11ページから14ページにあります。その中に私の賛成討論もありますが、文字数の制限がありましたので、改めてここで質問の要旨として質問していきたいと思えます。

令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）案が、僅かの差で否決されました。今回の補正予算案は、裁判を進めて行く費用（弁護士委託料）が計上されていました。令和4年4月28日、裁判所より第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状が来ています。欠席すると『相手の言い分が全て正しい』と認めることになり、原告の請求をそのまま認める形で判決が出されます。相手は2億1,362万円を損害金として支払いを求め提訴しています。本議会では、5月9日の告示日、議会運営委員会がありました。委員会の中で議論されたのは弁護士委託料です。その中で議論があり、私が『目的のためなら手段を選ばないか』と話し、『今回の件は選挙に関係しているか』を問うと、『選挙に関係している』と反対議員のリーダーである委員は返答しました。今回の裁判の争点は、大宜味村行政手続条例についてです。原告は『事業取消処分』の違法性を訴えています。原告は住民説明会等を行ったといっています。村民の皆様は事業再開に賛成していましたか。村行政当局の説明は『地域住民との調和が図れない事業は認めら

れない』です、事業継続を望むなら抗告訴訟『取消訴訟、無効確認の訴訟』だと思います。養殖事業の失敗の損害金だけではなく今後3年間の営業利益まで請求する内容の訴状です。本予算案が否決されました。村行政運営に支障をきたすどころか村民の皆さまにも大変迷惑かけることとなります。村民を裏切り相手原告側に立つ議員に対しては、大宜味村民は長く記憶の中で、また『議会だより』等に記録として残っていきます。村行政当局として、補正予算案の否決をどのように受け止めて、どのように対応していくのかを伺います。また、修正動議の提出を行った説明者は『弁護士委託料の費用を役場職員の皆さんから集めたり、村長からの寄付で賄え』と議場で、傍聴者のいる中で説明しています。このことは、公職選挙法違反行為だと思います。村行政はどのように対応しますか。

2点目に、請願第1号、決議第2号について伺います。5月9日(月)に議会運営委員会があり、請願1号は総務常任委員会に諮ることになりました。

決議2号について、議会運営委員会においては異論がありました。裁判中に議員発議の決議案を出すのはおかしいと意見が大勢でした。五名の委員中、委員長も含めた四名が反対しました。決議案第2号塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する決議の賛成者の委員も反対でした。しかし、議会事務局から、議員発議なら1名からでも総務常任委員会に上程しなければならないということでした。(月)の議会運営委員会から(木)の総務常任委員会、本会議まで、『目的のためなら手段を選ばない』との見解の委員は『目的は選挙』だといいました。(月)の議会運営委員会から(木)の総務常任委員会、本会議までどのような働きかけをしたのかは皆さんの想像の通りだと思います。総務常任委員会委員長報告を見ますと可否同数でしたが委員長採決で2件とも採択されています。

決議案第2号発議者より、本会議の中で行財政の運営や事務処理ないし事業の実施がずさんだとお叱りがありました。役場OBから村役場内の職員の資質が問われています。何時の頃から職員の資質低下が出てきたのかを行政当局に伺います。

令和4年度一般会計予算は全会一致で承認され、新庁舎建設も順調に進み、各課も新課長の下でスタートを切っています。大宜味村政の中で『三権分立で議会には権利がある』『議会は何でもできる』と主張する役場OBがいます。私は、議会が村行政当局を混乱させてはいけないと思いますが、村当局の見解を伺います。

○ 議長(平良嗣男) 村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) お答えいたします。

住民説明会の発言者はすべて否定的な発言でありましたとのこと。ある村民は怒りを爆発する場面もあったと聞いております。集まったほとんどの村民は事業再開には賛成できないと感じました。

5月の第3回臨時会において裁判における弁護士費用の補正予算は否決となり残念に思っております。第1回の口頭弁論が去った5月24日に行われました。その際には弁護士不在のまま職員が出廷しております。やはり裁判でありますので高度な法律の専門知識が必要とされます。このまま弁護士不在のまま裁判が進むと本村にとって不利益が生じる恐れがあります。早い段階で弁護士費用を承認していただきたいと考えております。なお、裁判については住民説明会を持ち経過の説明をしまいたいと思っております。

「村長自らの寄付で賄え」については、私個人を訴えているのではなく、大宜味村が被告なわけでは

から、到底できることではないと考えております。このことに関しては、公選法以前の問題だと考えております。

2点目については、村職員の資質の低下との見解であります。全くそのようなことはありません。優秀な人材を採用し、採用後も職員一人一人が日々研鑽を積み、努力し村民のために尽力しているところでもあります。もし本当にそのような発言があったならば非常に残念であります。

また、議会が村行政を混乱させてはいけないと思うが、「村の見解を」とのことですが、その質問に関しては議員への誹謗・中傷になりかねませんので発言を控えさせていただきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） ちょっと内容が一緒になっていますので、決議案第2号の発案者ということに進めていきます。

決議第2号では、発案者は村行政で、行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が適法、適正、公平、効率的、民主的に執行されているのが調査理由になっています。議会内にも役場OBがいます。その方々を講師として勉強会を行ったらいかがですか。

また、反面教師として失敗談を話してもらい、ドラマにあります。しくじり先生、俺みたいになるなど役場OBの方に叱咤激励をもらう機会があればと思いますが、いかがですか。この点は長く役場におられます副村長のほうで、もしお答えできるようでしたらお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 職員の研修として、これまでも対外的に県での研修とかいろいろやっています。そして庁舎内でも研修を行ってきております。議員のOB問わず、やはり必要があれば職員OB、あるいは一般の方々を講師に招くということは大変いいことだと思っております。長年職員として携わっている副村長という指名がありますので、私は沖縄が復帰した5年目に村役場に採用されております。それから約45年間、役場職員として務めさせていただいております。本当に感謝申し上げます。

復帰前、あるいは復帰直後、昭和、平成、そして今令和、復帰50年を迎えました。その間、やはりその都度その都度、その時代時代に対応した職員が一生懸命そのときの課題であるとか、村の活性化のために働いてきたというのは、これは当然の話だと思っております。現在の職員がそのあたりを本当に資質が劣っているのかどうかというのは、それは以前と比べて村民のニーズ、また課題、そういうのも多様化してきております。そういう多様化に対応するために研修等も行ってきました。そして最近では三位一体の改革がありました。そのときに職員も大幅に削減されております。それにも負けず、今職員は頑張っていると思っております。以前になかった人事評価制度ができました。平成28年ですね、その人事評価の中でも職員は自分の目標を立てて、それに邁進するために日々頑張っていると思っております。最近ではまた、北部広域等関係機関の出向等もあります。そこで出先機関、出向機関の中でも一生懸命勉強し、そしてそこで得た知識等を役場に復帰してもそのあたりを活用していろんな事業を採択に向けて頑張っていると思っております。

そういう意味で、現在の職員の資質が劣っているということは、資質が本当に劣っているということは私は感じておりません。むしろ評価しております。ただ、そういう発言があったということは、議員の中から本会議かどこかでそういう発言があったということは、先ほど村長が言ったとおり、大変残念なことではあります。もしそういう声があるのでしたら、役場のほうにもちゃんと伝えて、そういうことを改めてもらいたいとか、そういう発言を役場のほうにも、こっちが分かるとおりに出して

もらったらそのあたりの対応もできると思うんですが、今、単なる誹謗中傷の形だったら非常に残念かなと思っております。決して今の職員は資質が劣っているとは思いません。以上、答弁します。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） ちょっと正確な数字でなくてもいいんですが、大宜味村政で過去に告訴された件数と判決内容を伺います。関係者がこの議場におられますか。なぜこの質問をしたかといいますと、裁判を起こされたら何か悪いことをしているから裁判になるさと騒ぎ立て、百条委員会イコール疑惑だと世間に言い回ることがあります。この件で伺っております。お願いします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） お答えいたします。

過去に告訴された件数というふうに質問なんですが、過去に告訴されたのは、いわゆるやちむん訴訟がありまして、昭和62年に大宜味村が被告となって裁判が起っておりまして、昭和62年員裁判が始まって、平成4年には和解が成立しております。それ以外に大宜味村が原告となって裁判したのはゴルフ場跡地問題と、あとシークワサー加工場がございました。今議員の御質問は被告になった件数でおっしゃいましたので1件の告訴された件数ということでお答えしたいと思います。

この議場に関係者はいますかということに関しては、ちょっとお答えしかねますので御了解いただきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 今、総務課長から報告があった焼き物の抗争についてですね。これは裁判をする前に百条調査権が出て、調査権を発動して議会で審議をしている中で、そこで当初の百条委員会の委員長が決まって、そして進めていく中で、途中で委員長の交代があって進めたんですけども、一部の中に、やはりこの件については告発すべきだ、これは何か職員が勝手にやったというふうな感じの受け止め方が一部にあったようですね、これを警察に告発したんですね。しかし警察はその件については受理をしておりません。そういうこともありました。実際の役場が訴えるのであれば、告発も受けたんですけども、その件については議会の百条調査での委員会からの告発で警察のほうでは受理していないという結果に終わりました。その辺、私が携わったものですから、一応報告させていただきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 5月12日、前回の議会の後に請願第1号、あと決議第2号について新聞に載っております。県内2紙のほうに載っております。翌日にはある1紙のほうは2面ですね、政治関係、行政の中ではかなりトップの2面のほうに、大宜味村百条委員会設置ということで大きく文字の入った形で載っています。目立つようにですね。逆に言うと補正予算案の否決は小さく書かれているんですがね、タイトルだけは百条委員会です。もう1紙は、翌々5月15日に、これはですね、また目立たないようにとか、2日遅れの地方版25面に載っています。でもタイトルははっきり書いております。「エビ養殖訴訟 弁護士費用否決 大宜味村議会」、実はこれが2面に載っていたら、今どころの騒ぎじゃなかったと思います。全国から。実はこの件で前例がないはずなんです。この件で県内2紙の記者の方も勉強不足なのか、記事の内容がその程度で、全国に例のない内容のことがこの大宜味村議会で行われたということで、大変なんです。本当にこの百条委員会というのがあれば、実は疑惑があるということになります。これは議会だけじゃなくて、村当局に対しての取材はこの2紙から、提案は村当局でやっています。議

会の結果は議会の結果でこうやって載せるのはいいんですが、村当局のほうに取材はあったのかを伺います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 県内の1紙のほうからは、一応村長、そういう百条調査とか予算否決された件について問いがありました。その件については、私は決して行政の手落ちはないというふうにはっきりお答えしました。

これは何かといいますとですね、我々行政はやはりそういう事業所からの要請があった場合には、役場の中で内部検討委員会で十分に確認しながら、そして重点施策、検討委員会でまた確認して、庁議にかけ村長決裁をしてその事業が適宜か不可ということで結論するわけですけれども、そういう状況を私としては新聞に報告したつもりです。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） すみません、村長確認です。2紙のうちの1紙だけですか、取材を受けたのは。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） はい、そうです。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 今日は来られておりません、連絡がなかったのかどうか。午前中はあまり来てほしくないという事情があったのか。このことはまた直接記者のほうにも話していきたいと思います。

最後になります。来る9月11日の村長選挙に新人として2人の現職議員が出馬表明をしています。新聞のほうにも載っています。令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）に反対した現職議員が当選した場合、村行政の場を混乱させるかが懸念されますが、村当局の見解はいかがでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 答弁になるかどうか分からないんですが、お答えしていきたいと思います。

今回の裁判は、村の裁量権に基づいて行った行為に対して、原告のほうから地方自治の観点からのことが裁判されております。それに反論するために弁護士費用は絶対必要だろうということで、原告の訴えをそのまま認めるわけにはいかないということで、弁護士の委託料を計上してきましたが、それは否決されました。今回の裁判は9月の選挙以後も恐らく続くだろうと思います。すぐ結審されるということはなかなかあり得ないかなと思っております。そういう意味で、どの方が村長になるかそのあたりはまだ分からないわけなんです、そのあたりは引き続き裁判は続きますので、そのあたりが村行政として混乱になるのかなと思っております。

そういう混乱を避けるためにもぜひ裁判費用というか、弁護士の委託料というのは絶対必要だと思っております。そういう意味で機会があれば、これからも村民説明会等を行って、この弁護士の委託料というのは絶対必要だということを村民にも説明しながら、混乱がないように努めていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

実は、先ほど私がなぜ業務の流れを言ったかということ、やはりその大宜味村役場の、働いていた方もいるし、そういう皆さんが行政の事務手続の方法を知らないでこういうふうな対応したというのは大変残念です。行政というのは村長自らが勝手にできるものではないんですね。その辺が理解できていな

かったのかなというふうに思っております。先ほどお二人が、議員から立候補するという話がありましたけれども、その辺については、やはり各議員が思いを持って村政に対してもっと今の状況を変えていきたいというふうな熱意で意思表示をしているかと思っておりますので、その辺についてはやっぱりコメントは避けたいと思っておりますけれども、ぜひですね、やはり行政のそういうものだけはしっかり分かって行政運営をするということが、やっぱり長に立つ立場の人としては大変必要ではないかなというふうに思っております。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 確認です。住民説明会をやる予定ということは聞いております。予定は決まっておりますか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） お答えいたします。

遅れはしましたけれども、6月24日金曜日午後、時間等はまだはっきりしていないんですが、7時を予定して旧大宜味小学校の体育館で、村一円となつての説明会を今準備しているところです。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 課長には本当に裁判の中で頑張ってもらったということも聞いております。ぜひともまた住民説明会とも、ちょっと誤解がかなりあるというか、反対の人たちは村民の意見としたとき、どのように説明してきたのか、逆に故意に間違つた内容を説明していないか、住民説明会をやる中で説明の内容とかテーマははっきりさせてください。暴走するんですよ、元に戻っちゃうんですよ。だからそこら辺の件は住民説明会の進行はきちんとやって、お願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） さっき議員からいろいろ質問がありましたけれども、私はこの間、二、三日前ですね、ユーティリティセンターの代表とお会いしまして、話を聞きました。すると、大宜味村議員がぜひ裁判に持って行ってほしい。悪くても和解の話が出てくるはずだから、そういうふうに進めたらどうかというふうに、大宜味村の議員ということをおっしゃるので、その辺ちょっと残念だなと思っております。その辺をですね、住民にもしっかりと、なぜこういうことを言ったのか、マスコミも私に電話があったときに、和解に向かっているんですかというふうな話をすぐ聞きました。それは議員から言われたというふうな話でありましたので、私はびっくりして、そういうことがあってはいかないんじゃないかなと。事業所の立場を取るべきなのか、村民の立場を取るべきなのかというのはしっかり今後やるべきだと思っております。先ほど議長から最初に注意事項といたしまししょうか、そういう話がありましたけれども、そういうことをですね、しっかりと議員の資質としてぜひやっていただきたいなというふうに思っておりますのでよろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 村長、確認します。その電話があったマスコミの1紙というのは、今回、議会を終えた後に取材に来られていないほうのマスコミでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 多分、この件については2紙だと思います。私の記憶ではタイムス、新報両方だと思いますけれども、明らかに記憶を残しているわけではありませんで、電話で連絡があったわけですから、その辺についてはもうどっちとも言えないですね。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） このことについては、去年の12月の議会のほうの、議員の議員だよりを見たら3月号で分かります。その中で費用がかかることはしないでください。また、こういう状況に持っていくような、実は相手の方、原告の方たちが使いやすいような言葉が、去年の12月議会のほうの議会だよりの範囲内だけでも分かります。その方たちにアドバイスを送ったようなのが1年前にあります。そのことは十分議会の中でも、当然議会の中からそういう動きがあるということは村民への大変な裏切りになります。ぜひとも怒りを持って、また村民の方たちにこのことは話していきたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で7番 宮城 貢議員の一般質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前10時37分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時45分）

◇ 仲井間 宗 利 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に3番 仲井間宗利議員の一般質問を許可します。3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） おはようございます。質問させていただきます。

饒波川の浜原橋の建替えについて。浜原橋は昭和47年に施工され50年になり、老朽化している。早急な対応が求められると思うが、建替えの予定はあるのか？

2、饒波川護岸の陥没について。饒波団地・辺土名高校敷地側の護岸が陥没している。大雨が降ると冠水による被害が予想され、早急な対応を求める。

以上、2件についてお伺いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えします。

饒波川のほとんどが、砂防指定されており、沖縄県の饒波川砂防事業で、浜原橋の架け替えが予定されております。

2点目の、また、護岸も、沖縄県の饒波川砂防事業で、改修工事が予定されております。両方とも整備年度は決定しておりませんが、現段階の計画では、令和10年までに事業が完了することになっております。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 今のお答えを聞くと、自分も県の整備が入っておりますので、そういう方向に進むのかなという考えは持っておりました。饒波川の浜原橋の件はですね、今回が2回目になるかと思いますが、復帰の年に出来上がっております。そうすると50年はたっていると思います。一応写真を添えて皆さんのほうに出しておりますけれども、1枚目の写真の浜原橋と、カラーでは字が見えたんですけども、皆様には白黒で行っているの字が見づらいと思いますけれども、その水たまりはですね、

たしか2回ほど改修というのかな、補修されております。橋のほうも大分被害を受けて、このほうに写真もちょっとついてはいますけれども、陥没しているのではなかろうかと思っております。今の写真はちょっと前の写真ですけれども、新しい写真を撮ろうと思ったら川にも入れない状態でしたので、この大雨で。新しい写真は撮れなかったんですけれども、それ相当の被害は出てきていると思います。村長のほうから答弁がありましたけれども、早めにそういう対策をして工事のあれを進めていきたいと思っております。その点についてお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 議員から今一般質問をされた件についてはですね、県土木のほうとも調整して早めにやるように一応要望していきます。ただ、今現在、沖縄県の一括交付金とかの予算が、県分が10億円ぐらいマイナスに、新聞で提示された分のほうから10億円減額されるというふうな情報を、この間沖縄振興協議会の中でそういう話があって、村内の道路整備についてもなかなか予算をつけることができないというふうなことで、どんどん長引いていくのかなという感じがしますけれども、とにかく辺土名高校のほうにも被害を与える可能性がありますので、その辺については写真を添えて、県土木のほうにも早く改修していただくように要望はしていきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） これは建て替えとなると、要するにつけ替え道路というのかな、渡るためにはいろんな方法も考えられると思うんですけれども、自分が知る限りでは、辺土名高校の校門から安里ヤーの前に向かって、あれは生活道路でした、橋ができる前はですね。御存じの方もいると思いますが、ありました。橋ができた後、県のほうから辺土名高校の子供たちの周辺整備というのかな、そういうのがありまして、一応お互いの生活道路ですので、道を閉めるとなった場合に、個人的な話になりますけれども、あの辺土名高校の今の敷地はうちの先祖の土地でありました、戦前はですね。それで辺土名高校ができてああいう形になっていますけれども、そういう話が出たときに、うちの親父は、じゃあ閉めるのであれば迂回路を造ってくれたら許可しますということになったんですよ、あれ。辺土名高校の後ろから。結果許可したんですけれども、結局やっていないわけですね。これはもう県との対応ですので、造っておけば今建て替えするときにもすぐ閉めて、できる状況だったと思いますけれども、今の状況だったら生活道路がないわけですので、これ道路、橋をつけ替えするときには仮橋をつけないとその住民がどう対応していくのかということもありますので、その点も含めて県のほうにはぜひそれを含めてやっていただきたいと思っております。

じゃあ、次に饒波川護岸の件について行きたいと思っております。写真のほうもつけておりますけれども、これは以前、去る2年、3年、4年前でしたか、あのときの大雨にはいっぱいいっぱい来ましたが、これ。そのときには草も生えているし雑木もあったわけですね。それで対岸には行かなかったという記憶があります。今の写真を見ると辺土名高校の周辺のブロック塀が耐震に絶えられないということで工事が入りまして、修理整備をしております。そのときに木をみんな、その施工者が車を入れるためにみんな刈り取ったわけですね。刈り取って、これは因果関係はちょっと分からないんですけれども、大型車がひっきりなしに走ったわけですね、ミキサとかいろいろ。自分も工事中は見っておりますので、下がったのかな、この割れも非常に大きくなっているんです。以前はそういう割れは少なかったんですけれども、そういう関係で。それは施行されている方が利用しているわけですから何とも言えないんですけれども、この写真から見ると、民家、安里屋は皆さんも知っていると思うんですけれども、そのほうに下がって

きます。これは大雨が降って決壊にはならないと思いますけれども、増水した場合には向こうは下がっています。これは建設環境課長も初めて来られたと思うんですけども、多分現場視察をされたらすぐ分かると思います。辺土名高校は塀がされていますので、辺土名高校には入っていきません。直接民家に行くと思われま。団地のほうはかさ上げして、高さまで持っていっておりますので、あと水の量になりますけれども、行くと思います。その点も踏まえて答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） こちらの部分に関しましても、現在、沖縄県の事業として計画されております。危険箇所に関しては沖縄県と早期に工事着工できるように要望をしていきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 先ほど言われました県との関係ですね、それがあるのは承知しておりますけれども、でもこれは地元から声を挙げてやらないと事業が進まないわけですので、ぜひ建設環境課長、新しく来ていましたので、現場を視察されて早めに対策したほうがいいかなと思っております。これも県のほうに行ってですね、大雨でもう民間に流れてくると災害になりますので、その辺も踏まえてぜひ、村長がおっしゃったとおり平成10年までということになっておりますけれども、それまで待てない可能性も十分ありますので、県とも相談して、災害が起こる前にぜひ施行していただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で3番 仲井間宗利議員の一般質問を終わります。

◇ 大 山 美 佐 子 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に5番 大山美佐子議員の一般質問を許可します。5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） 質問いたします。

コミュニティバスについて。コミュニティバスについて2度か3度目の質問になりますが、第1回目の村長答弁で導入については、地域が求めるニーズと適切な整合をはかるとともに、継続的な運行を求められる為、大宜味柑バス対策協議会等で検討が必要と言っていたのですが、検討はされたのか伺う。

憲法九条改憲について。ロシアのウクライナ侵略戦争から4カ月目になります。絶対に許されることではありません。世界から非難の声が上がっています。そういう中で、日本の改憲勢力は、「台湾有事で日本が責められたらどうするか」「憲法九条で戦争は止められない」といって、敵基地攻撃能力保有論や、核保有論まで公言し、「憲法改憲」に前のめりになっています。

大宜味村憲法九条を守る会と大宜味村が共同で「憲法九条の碑」を建立された村長として、「憲法九条改憲」に対してどう考えるか伺う。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

この件に関しましては、議員から何度か質問をいただいておりますが、現在まで大宜味村バス対策協議会の開催は行っておりませんが、今後コミュニティバスを設置した際にどこまでが運行可能かどうか、総合事務局と協議をしております。なお、今現在行われている、障がい者移動支援・高齢者安心カー・買い物支援事業の拡充が望ましいのか検討してまいります。

2点目につきましては、ロシアのウクライナ侵略は絶対に許されるものではありません。また、台湾

有事や北朝鮮問題等世界では戦争や紛争が収まりません。一日も早く世界平和が来ることを願っております。議員質問の憲法九条の改憲については、去った5月の新聞報道で首長のアンケート調査でも私は、改憲は反対との回答をいたしております。

○ 議長（平良嗣男） 5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） なぜ、またコミュニティバスについて伺うかといいますと、江洲、大保、田港、押川、上原、田嘉里、謝名城、山間部の人々で、役場、農協、名護などへ行くのに交通手段が困っているという声は前回聞きました。その人たちはもちろんバス停が遠いのです。もちろん歩いて行くわけにはいきません。それが今までの声であった。だがバス停の近い方からもコミュニティバスがあれば大変助かる、どうにかならないのかという声が多く聞こえました。高齢者の方は隣近所の方や知り合いへお願いをして外出はしているそうです。何度もとなると心苦しいとのことで、前回答弁で社協外出支援事業を行っていると言っていました、それは介護認定者や障がい者を利用しているのです。村民誰もが気兼ねなく乗れるコミュニティバスが必要です。昼間空いているスクールバスの活用とかができないのか、そういう村民の声も聞こえます。その件をもう一度伺います。スクールバスとかが利用できないかという。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） コミュニティバスの件については、私も前々からぜひ設置したいなと思っており、先週ですか、先々週でしたかね、老人会の三役が見えて、女性の会計の方がぜひコミュニティバスの実現をという、口頭ですけれども要望がありました。ぜひその辺について、先ほど答弁しましたように、総合事務局と今協議をしている段階で、どういう形でできるかというのをいち早く調整して、今後のコミュニティバス設置がどういうふうな形でできるか調整していきたいというふうに考えております。さっきもあったように、介護関係のほうの高齢者安心カーの活用についてもですね、やはり障がい者だけじゃなくて、高齢者だけでもなくて、いろんな形で活用できないかどうかというのも検討する必要があるのかなと思っておりますので、ひとつよろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） 村長から先ほど答弁あったんですけれども、総合事務局に今協議している件というのは、私どもはやはり行政としては公共交通機関を促進、推進していくのが立场上そうしなきゃいけないと思うんですが、東村でも今やっていますコミュニティバスは国道までの擦りつけで終わって、あとは通常の運行バスを御利用なさってくださいというぐあいになっていると思うんですが、私が総合事務局にお伺いしたのは、今議員がおっしゃったように、まだ名護のほうまでという発言だったと思うんですけれども、その辺も含めてですね、重複して、辺土名線が通っているのにそこまで大宜味村のコミュニティバスを走らせるのはどうかなということでお伺いもしてまいりました。ただ、法律上は問題ないという見解なんですけれども、やはりお互いどれほどの需要で、どういう運行計画とかでやっていかなければいけないのかなというのは十分議論しないといけないと思うんですが、当たり前のように、巡回のように時間を決めて走らせるというのはどうかなというふうに思っております。空気乗せて走るような感じになりますので、そこはちょっと問題があるのかなと思いますので、今後はデマンド型交通、利用者の事前予約に応じる形で運行経路や運行スケジュール、それに合わせて運行するスタイルというのでも考えていかなければいけないかなと思うんですが、ただ、今どれほどの需要があるかなという部分がかなり見えてこない部分があって、県の調査でもやったところ、正確な数字ではないと思

うんですけども、そんなに大宜味村はそういう困惑感がないというところの数字が出ておりますけれども、それは一つのアンケートとして捉えて、実態にそぐうような形で今後は対応してまいりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） スクールバスの活用について。

大山議員が第1回目の質問をしたときに、たまたま総合事務局の方が村のほうに見えていました。その中でこのコミュニティバスの話をこちらのほうから出して、大宜味村にはスクールバスがあるんですが、そのあたりの活用についてはどうですかということで、じゃあ持ち帰って担当の部長あたりに話を聞いて返事をしますということがありました。その中で返ってきたのが、スクールバスを活用した事例が本土にもありますよという返事をもらいました。ということは、スクールバスを使っただけのコミュニティバスの運用というのはできるかと思うんですが、さっき総務課長からあったとおり、コミュニティバスの定義からして公共交通の通っていない場所、そのあたりを運行するというのが、ほかにも要件があるんですが、そのあたりが大きなことになっております。今大山議員が言うように、名護まで買物に行くとかそういうことをすることによって、本土にも公共交通の便数が減ったとか、コミュニティバスを運行することによってそこで競合する公共交通の便数が減ったとかという問題点も提起されております。そういう意味で、やはり公共交通というのは村にも大切な交通手段ですので、そのあたりも踏まえて検討しなければいけないだろうと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） 前回も言いましたけれども、江洲のほうでですね、江洲でしたかね、農業をするために土地を求めて住んで、高齢者になって免許を返したら、もう引き上げた家族を2家族聞いています。人口減にもなると思います。またバスを利用して、最近の声なんですけれども、饒波の入り口からバスに乗って出かけまして、バスを利用して出かけるときは出かけるんですけども、用事を済ませてバス停で長い間待つ時間が心細いとの声も聞こえました。また外出支援事業者の運転手に、「ワッターも乗れないかね」という年寄りの声も聞こえたそうです。この外出支援者はやっぱり、この人たち、契約のあった人を乗せていくから、聞かれたらちょっと心苦しいということもあったそうです。とにかく気兼ねなく使えるコミュニティバスの運行を私は願います。最初は利用者も少ないと思いますが、各字週一、二回公民館前とか、定例化すると利用者も増えることだと思います。週1回でもいいです。ぜひコミュニティバスの実現を強く要望します。でも今、当局の返答ではすごい前向きだったのでよかったと思いますけれども、実現を強く要望し、この件の質問は終わります。

次に憲法九条改憲についてですけども、ここに今もらいました村からの答弁、改憲は反対との回答をしておりますと村長も前におっしゃって、新聞にも載っていたと言っていますけれども、とても同感しております。反対というのはですね。地上戦を体験した県民は二度と戦争を繰り返してはならないという強い思いがあります。台湾の紛争では武力、武器ではなく日常的に憲法九条を生かした対話外交で平和共存権をつくり出すことです。県内外の多くの皆さんの思いで建立された憲法九条の碑は、憲法九条を守るという平和の発信地として活用されることは村長の意見でもあります。とてもいいと思います。以上で質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で5番 大山美佐子議員の一般質問を終わります。

◇ 宮 城 良 治 議 員

- 議長（平良嗣男） 次に2番 宮城良治議員の一般質問を許可します。2番 宮城良治議員。
- 2番（宮城良治） 裁判対応について伺います。

旧塩屋小学校でバナメイエビ養殖を行っていた事業者が事業再開の申請を不承認としたことで事業を営む権利を侵害されたとして村に今後3年間の営業利益や弁護士費用など計2億1,362万円の損害金の一部に当たる1億円の支払いを村に求める裁判が行われている。

5月12日、臨時議会において弁護士委託費用が含まれている補正予算について、ある議員から「この裁判には勝てるのか」という質疑があった。村長は「十分勝てる可能性がある」と答弁したが、また別の議員より弁護士委託費用を除いた修正案が提出され、質疑した議員も含め5名の議員が修正案に賛成し可決された。弁護士委託費用が認められなかったことにより、5月24日に行われた第1回口頭弁論では弁護士を立てられない状況だったと思うが、どのように対応したのか伺う。

- 議長（平良嗣男） 村長。
(宮城功光村長 登壇)

- 村長（宮城功光） お答えいたします。

5月24日の第1回口頭弁論においては、指定代理人として、企画観光課長の方で対応しております。答弁書につきましては、事前に顧問弁護士から指導をいただきながら作成しております。

- 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。
- 2番（宮城良治） ありがとうございます。

訴訟費用を否決した事例が全国的にあるのか、調査依頼をしてみました。そこで来た回答が、地方自治体を被告とする訴訟に対応するための予算の否決事例はなかったようです。大宜味村議会が全国で初めての事例ということになります。訴えられている以上、弁護士を立て控訴しなければならない、当たり前のことだと思います。弁護士委託費用に反対している議員の発言を確認すると、村の対応が悪い、村長が単独で承認したことなど、原告に味方をしているようにも思えてくる。感染症発覚後の住民説明会で養殖事業者はすぐに事業を再開するつもりはないと言っており、事業再開に当たっては塩屋小学校跡地活用の募集要項の中にある地域住民の理解が得られる事業であることという文言も確認されています。この住民説明会には塩屋住区の3名の議員も参加しておりました。住民に理解が得られなかったのは事業者の問題で、村として地域住民との調和が図られていない事業を承認できるはずがありません。5月12日の臨時議会終了後、議員有志でエビ養殖事業者との問題を村内18歳以上の方を対象にアンケート調査を行うことにしました。調査方法は、ほとんどの場合が対面調査や電話調査で行い、446名の方から回答をいただきました。それがこちらですね。このアンケート用紙には後々裁判の材料として使えるように氏名と住所も了解を得ていただいております。後ほど必要であればお渡します。

アンケートの住区別の詳細についてですが、喜如嘉住区が57名、大宜味住区が88名、塩屋住区が223名、津波住区が54名、住所無記名が24名となっております。アンケート内容ですが、1枚目ですね、旧塩屋小学校でのバナメイエビ養殖場で甲殻類の伝染病が国内で初、感染された問題で、新聞報道等では掲載されておりますが、養殖事業者が村に養殖事業の再開申請書を提出していたが契約違反に対する村の改善要求に従わないまま、相談もなく2021年3月に稚エビを輸入し事業を再開しようとしていることが分かり、村との信頼関係が完全に崩れた。また地域住民との調和が図られていないことなどの理由で不承認としたが、村の対応をどのように思いますかという質問に対し、「村の対応は理解できる」「分か

らない」「理解できない」の3択で行いました。結果は、「村の対応は理解できる」が436名、「分からない」が10名、「理解できない」がゼロでした。もう一つのアンケートが、養殖事業者が事業再開の申請を不承認としたことで事業を営む権利を侵害されたとして村に今後3年間の営業利益や弁護士費用など計2億1,362万円の損害金の一部に当たる1億円の支払いを村に求める裁判が行われている。しかし、5月12日の臨時議会において、弁護士委託費用が認められず、村は現在弁護士を立てられず裁判に挑んでいるが、控訴に向けて弁護士委託費用をどうするべきだと思いますかという質問に対し、「弁護士委託費用を認めるべき」「分からない」「認められない」の3択で行いました。結果は、「弁護士委託費用を認めるべき」が439名、「分からない」が6名、「認められない」がゼロ、未記入が1という結果になりました。そのほかに住民からの意見もありましたので紹介します。まず1つ目は、「弁護士を委託しないで裁判に勝てるとは思えない」、次に「村が訴えられている以上、弁護士をつけるべき。相手と同じ人数をつけないと不安」、次に「今回の臨時議会の状況をタイムス、新報を見て弁護士費用を認めないとはとんでもない」、次に「もし、このまま弁護士を立てられず裁判に負けてしまった場合、弁護士費用を認めなかった議員に責任はないのか」、次に「弁護士委託費用」を認めなかった議員の中で元役場職員がいるが、管理職を務めた人との判断とは思えない」、次に「議会は地方自治法に準じて判断すべきである」、次に「エビ養殖事業者を逆に訴えるべきではないか」等の意見がありました。またある場所では、「村長が勝手に塩屋小学校を売り飛ばし、だからこういう問題になった」など変なうわさがながされているよ」という住民からの話もありましたので、住民説明会を開き、丁寧に説明することが必要だと思っております。また弁護士委託費用に反対した議員の中からも理解を示してもらえる可能性があると思っております。住民説明会をいつ頃開くのか伺います。お願いします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） お答えします。

先ほども宮城 貢議員のときにもお答えしましたが、まず今月行われた区長会のほうでも、区長とも相談させていただいてですね、後半のほうにさせていただきたいということでまとまりまして、6月24日に先週庁内で決定して、6月24日、旧大宜味小学校体育館のほうで開催をする予定となっております。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） それでは住民意見の中で、弁護士委託費用を認めなかった議員の中に元役場職員がいるが、管理職を務めた人の判断とは思えないという意見がありました。庁議などで、この弁護士委託費用に対して否定的な意見などがあったのか伺います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） お答えいたします。

庁議において、これは予算を議会にかけるとき、予算だけではなくて議案を計上するときに庁議を開くようになっておりますので、その中では一切ございませんでした。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） もちろん当たり前のことだと思っております。最後に、村民からの意見として、「村政に対し最初から反発心を持ち感情的になり判断を誤ってはいけない。また弁護士委託費用に反対している議員の中で次期村長選立候補予定者がいるが、裁判に負けた場合、村民に不利益になることは考えられなかったのか。百条委員会のように村長選挙の材料にしたかったのか。どちらにしても大宜味村が訴えられている以上、弁護士を立て応訴するしかない」という住民の声がありました。

もう一度言います。地方自治体を被告とする訴訟に対応するための予算の否決は大宜味村議会が全国で初めであります。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で2番 宮城良治議員の一般質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午前 11時25分)

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時30分)

◇ 吉 浜 覚 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に8番 吉浜 覚議員の一般質問を許可します。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 子供からお年寄りまで安心・安全な村づくりについて。

村長は、医療機関の充実として、訪問診療・往診・訪問看護・看取り等の促進を2期目の政策を行動する村政を訴えていますが、成果と課題、対策はどうか説明を求めます。

2、2019年度の学校検診では、特に歯科検診で小学校の要受診の数47名に対して、要受診なのに未受診の数27名。中学校の要受診の数24名に対して、要受診なのに未受診の数12名である。せっかくのこども医療費の窓口無料化で、何故、要受診なのに未受診が多いのか、対策はないかとの2020年12月の一般質問に対して、どのような対策をして改善をしたか説明を求めます。

2、透明性や公平性、公正性な行政運営について。

村長は、LED防犯灯取替工事については、街灯柱の取り付けが不適切で倒れる可能性や、安全性が確保できないと指摘された。このような事態が発生された原因は、施工が設計と相違して、これに対する監督及び検査が十分でなかったために、（業者と折半）の修繕費を支出した。また、本事案の重大性を深く自覚し、村民の皆様への信頼回復に努めながら、今回二度とこのような事態が発生しないよう職員共々、綱紀粛正と適正事務の遂行に全力を尽くしていくと説明している。さらに、村新庁舎建設電気設備工事の入札結果報告によると入札業者8者で、予定価格を超過せず最低制限価格を下回らなかったのは1業者のみである。特定業者のみが適合し落札に繋がった実態や塩屋小学校跡地活用事業で村長の政治判断とした行政運営が損害賠償事件として発展をしていること等に対して、村民や業者の不信を買う事例は村政のガバナンス（健全な運営を目指す内部の管理体制）が杜撰だったとの認識を踏まえ次のことの説明を求めます。

1、村新庁舎建設電気設備工事に応札して失格した業者に対して、村の入札の対応に対して聞き取り調査をしたら問題視していることがわかった。度重なる不適切な事務の遂行に対して、村民や業者の信頼回復に努めていくために「村公共工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表に関する要領」を、透明性や公平性、公正性で信頼の得られる行政運営していく必要があると思うが、制度の改正が出来ないか。

2、琉球フーズ株式会社が村に対して損害賠償を求めて提訴したことが、旧塩屋小学校跡地活用事業「バナメイエビ養殖事業に係る問題」として村広報に掲載されている。村は、住民説明会等を開催するなどして住民・漁民等地域の理解を得ることを条件に、2020年3月にバナメイエビ養殖事業の追加承認

をした。事業の再開にあたっては、住民の理解を得ることを確認することなく、事業を再開する準備を進めていたことが判明したことなどから、2021年3月に事業追加の承認を取り消した。また、同年8月に事業再開の申請を特定伝染病の再発防止策が十分とは言い難いことや住民に理解が得られていないことなどからの理由で不承認にしている。業者の提訴の主な内容は、村による事業追加承認の取消処分が手続的に違法で法的根拠を欠く行政処分である。これにより本件養殖事業を営む権利を侵害されたとして免責利益や弁護士費用等の損害2億1,362万円のうち1億円の損害賠償請求がなされている。しかし、住民説明会で業者は、「テスト的にエビ養殖を開始し、実績を作って地域の理解を得たらよい」という村長の言葉を担保に養殖に着手し、これまでに1億3千万円を投資したと述べている。また、村職員による、エビ養殖事業の展開は村長の政治判断であるとの説明が訴訟内容にもなければ、今までに住民の理解が得られたという確認もない。さらに、県はまん延防止措置命令解除を業者に通知しているが、特定伝染病の再発防止との制度の関係はどうなっているのか。

3、地域資源を活かした希望のもてる未来づくりについて。

2016年5月17日、科学が文化国家の基礎であるという確信の下、行政、産業及び国民生活に科学を反映、浸透させることを目的とした日本学術会議は「国立自然史博物館設立の必要性」を提言している。私は、科学を反映、浸透させて、やんばるの森や県民の命とくらしを守っていくためにも、やんばるに博物館を誘致設立することについては意義深いものと認識している。また、村長は同年10月に開催された準備会に参加して皆さんの思いを聞いたと説明をしているが、本村での設立を積極的に誘致すべきと思うが、村長の博物館誘致に対する思いと取り組みに向けての姿勢を伺う。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1点目のほうにつきましては、成果と致しましては、村立診療所において、在宅や施設のほうへの訪問診療を外来の休診日に可能な範囲で行っており、看取りにつきましても、現在行っていると聞いております。

訪問看護につきましては、近隣市町村の事業所で、村内での対応が可能な事業所を利用させていただいているところです。

課題と致しましては、村立診療所での往診ですが、現在、対応出来ていない状況です。

対策と致しましては、今後も村立診療所と連携をして対応していきながら、令和10年度に開院を予定している公立北部医療センターの附属診療所への移行も含めて、検討、調整を行っていきたいと考えているところでございます。

2点目につきまして、吉浜議員の質問は、予定価格の事前公表はできないかとの質問であると思いますが、毎回答弁しておりますが、予定価格の事前公表は考えておりません。

次に特定伝染病の再発についてでありますけれども、令和2年10月14日、沖縄県から事業者へまん延防止措置命令が発令された。特定疾病の種類は、急性肝臓壊死症（AHPND）である。

まん延防止措置内容は、3項目あり1点目が特定症病の疑いがある種苗を養殖施設外へ持ち出さないこと。2点目は、近隣養殖場への疾病まん延防止のため、作業員・作業器具などの消毒、養殖施設等の消毒を徹底すること。3点目は、公有水面に飼育水を排水しないこと。

その3点が改善されたことで、令和3年2月17日でまん延防止措置命令は解除となった。今回の特定

伝染病が発生したことで、再発防止は国が輸入防疫において検査及び監視を強化することになっております。

3につきましては、3月定例会において、宮城良治議員からの質問もありました。

本村への誘致について、世界自然遺産地域としての価値が世界に認められたことも追い風となることを期待をしているところで、県等の指導をいただきながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） それでは先ほどの吉浜議員の歯科診療についてお答えします。

これまで同様要受診者に対しては、治療カードの配布、個人面談や学級保護者会等を通じて保護者への受診するよう指導を行ってきました。また、歯科衛生士による歯科指導や各家庭での取り組みとして、歯垢染め出しとブラッシング等の取り組みを行い、むし歯治療率は改善傾向となっています。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 村立診療所の関係ですけれども、2点目について、現在行っているということで聞いておりますということやっているんですけれども、前回質問したときには1人の医者だから対応は厳しいというふうな答弁がありました。しかし、過去に1人の医者が十分対応していたときもあります。なぜかという、今批判を受けているのが村外からの送迎をしているということが大きな原因だと思っております。それで、私たちも何日前に県の基幹病院の説明会を受けました。そうしたらそのときに附属病院の取扱いについては、市町村の判断に委ねるというふうなことになっておりますので、村長が政策を出した点がほとんど守られていないんじゃないかなと思っております。そしてかなり村長がそういう政策を出したときには期待感もあったんですけれども、期待したことと外れて損害からの送迎をしているというふうな形になっているので、とても残念に思っております。この公立北部医療センターの整備について説明があったときに、この附属診療所、既存の診療体制及び診療機能の維持の配慮、それから離島僻地連携を見据えたシステムの整備計画ですね、その辺がありますので、やっぱりその辺は医者1人でやるんじゃないなくて、北部機関病院と連携して、そして村民が十分医療サービスや介護と連携できるようなシステムをつくるために、私はこの附属診療所に移管すべきだと思っておりますが、いかがか思っているか答弁をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） この件については、我々は北部市町村会の中でもいろいろと情報を連携しながらやっているんですけれども、やはり県立病院に附属病院としてやるというこの決定についてはですね、今後やはり検討しながらやっていかなければならないんじゃないかなというふうな情報を得ております。村としてもですね、今非常に村民が喜んでいる大宜味村立診療所なので、やはり先生がいいから多くの、村外からも診察に来るわけですから、私は今の状態で十分やっていけるのかなというふうな思いをしておりますので、その辺については附属病院がつくる、できた段階で、できる前からそういう協議はしましけれども、その辺については十分検討しながら村民の思いも聞きながらそれはやっていきたいなというふうな考えております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今、先生がいいからたくさん患者さんが来ているというふうな表現のことが

ありましたけれども、国頭にも国頭の診療所があります。そして医師会から派遣された先生、また国頭にも派遣したり、いろいろ総合的にそういう体制をつくるのがとてもいいと思っておりますので、一市町村だけで率先してやって、そういうひずみをつくるということは私はよろしくないと思うので、その辺も考慮しながら附属病院への移行を検討していただきたいと思います。では、次に入ります。

そして、透明性との関係、予定価格の事前公表と言っているけど、私が質問で業者に聞いたところ、名護市と同じようにやってもらいたい。そうしたら名護市は予定価格の事前公表ですが、大宜味村でも、議会でも予定価格墨塗りの入札結果報告書が出てきておりました。おかしいんじゃないかということで撤回したんですけれども、この情報公表に関する要領では、契約後なるべく早期に公表するものとするということになっているわけだから、当然入札したときもすぐ予定価格が公表できるように。そうしたら8者のうちに1者だけということになっているんですけれども、その辺はほかのところでは予定価格も公表して、その辺で分かるらしいんですよ。そういう関係で信頼関係があるけれども、大宜味村はどうかということで。それで予定価格の1業者だというふうなことを話したんですけれども、基準のモデル率を採用した結果、このことになっていますと。じゃあ1業者だけがこの基準を知っていたのかと。その辺の話を業者にきちんと話をしなければ疑いを持たれるのは当たり前ですよ。だからその辺も含めて業者にちゃんと納得できるような形でね、おかしいんじゃないかと言われて、議員の方々もほかの方々もおかしいと言う人もいます。私は警察にも呼ばれて聞かれたこともあるということは報告したんですけど、住民がもおかしいと。村長は私だけが言っているだろうとあって、私業者に聞きました。そういうことですので、この辺は前向きに検討してもらえませんか。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 覚議員とはいつも意見が合わないものですから、そういうふうな言い返し、同じことを繰り返すような状況なんですけれども、あなたの考えと私の考えというのは違います。政策も違います、正直なところ。それと透明性の問題というのは今のが透明性があるんじゃないかというのが私の考えです。名護市だけが、今北部のほうで予定価格は公表しているかと思います。村業者からそういうふうな話が一度も出ていないんですよ、公表してほしいと。あなたが聞いた業者は村外の業者なのか、ちょっと疑問ではありますけれども、そういう意味では、私は今の村業者を育成する立場から、今の状況が適当だと考えております。変える必要はないと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） さっきの件ですけれども、村内の業者にも聞いております。以上です。次へ移ります。

エビ養殖の関係ですと、村長は業者は養殖業を営む権利を侵害されたと提訴されているが、適正に学校跡地利用を進めていたら訴訟問題として展開しなかったと思う。事業再開の申請を不承認にしたことから提訴されているが、この間、相手は行政不服審査法による申立てとか村行政手続条例による申立てをしているのか。それとこの間、相手と話し合いはなかったのですか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

承認を令和3年2月に取消しさせていただいておりますが、それから後、一切のそういった手続関係はありませんでした。

（「双方で話し合いはなかったか」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。
- 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） この再開申請に向けての取り組みというか、話ですね、協議は重ねてきております。意見交換であったり申請書についてどういうふうにあるべきかなど、そういった手続関係も指導しながらですね、それと手続だけではなくて、住民理解を求めるにはどういうふうにしたほうが良いというアドバイスも含めた内容で手続は進めてきたものです。
- 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。
- 8番（吉浜 覚） 再開時には地域住民との調和が図れなかったと判断しているが、しかし、開始時期に業者は、「テスト的にエビ養殖を開始し、実績をつくって地域の理解を得たらよい」との村長の言葉を担保に養殖に着手しているが、養殖事業の開始に地域住民との調和が図れたと判断をどのようにしたんですか。
- 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。
- 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） これまでも何度かお答えさせていただいておりますが、この調和を全て図られたというところは確かにないというところがございます。ただし、エビ養殖の提案を受けたのが令和元年の12月頃に受けておまして、そのときにまず住民説明会というのができてはいないはずなんです、海人会のほうへの代表のほうからの説明を、事前確認を私と村長を含め、職員のほうでもさせていただいているものと、あと塩屋住区あたりのほうにユーティリティセンターの代表がランドゴルフのときだったと思うんですが、こういう養殖事業をやるよと、それとまたバナメイエビの試食会というものをやったときに、この住区あたりの、塩屋地区の皆さんのほうからの応援もいただいたというところが後押しになっているものになります。我々は説明会を開催するというのを当初からやって、準備はしてはいたけれども、当時、ちょうどこの時期から新型コロナウイルスの感染が広がってききましたので、調整をしていたんですが、やっぱり住区のほうでも、住民のほうでも、各行政区のほうでも、やはりここは開催できないというところで何度か断られた経緯がありましたので、法的なもののクリアとこれまで事業者が行っていた住民への説明というか、試食会なども含めてそれを我々は判断材料の一つにしたというところがございます。
- 議長（平良嗣男） 村長。
- 村長（宮城功光） 大変申し訳ありませんけれども、さっき議員から、「テスト的にエビ養殖を開始し、実績をつくって地域理解を得たらいい」というふうな発言があったということなんですけれども、これは私が誰に言ったのか、これは確認取れますよね。これは反問権になるかなと思っているんですけども、私はそんなことを言った覚えはありません。実際にですね、これを誰が言ったのか、ちょっと大きな問題ですよ、これは。ユーティリティセンターの代表なのか琉球フーズの代表なのか、その辺でも大きな問題になるんですよ。その辺をもし、それがこの私が思っている人だったら、私は大変な問題が起きると思いますよ。あなたが実際にこういう活字にしてここに出してきているわけですからね。これは大きな問題になるということを理解していただきたいと思います。私はそんなことを言った覚えはありません。
- 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。
- 8番（吉浜 覚） 私も村長から直接は聞いていませんが、住民説明会で琉球フーズの代表者が皆の前で公然と言っておりました。

それで私は、去年7月に公文書を村に公開請求して、内容を見てびっくりしました。この顧問弁護士

事務所にエビ養殖の現状の件で弁護士の見解と相談を求めたところ、村を經由して利益相反する事例だから求めに応じられないと断られました。弁護士は当然裁判になると判断されていたと思う。適正に進めていなかったら裁判になっており、裁判で十分勝てる可能性があると言っているが、業者は、先ほども言ったように「テスト的にエビ養殖を開始し、実績をつくって地域の理解を得たらいい」との村長の言葉を担保にして養殖に着手したと説明しています。また、村職員によると、エビ養殖事業の展開は村長の政治判断であるとの説明に加え、本件が村重点施策内部検討委員会で検討されていないことが明らかになるなど、村が敗訴や和解になり、村の財政負担になった場合、村長はどのように責任を負うのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 今のお答えしますが、政治判断であるとの説明があるということがありましたけれども、政治判断という言葉を使った覚えがありませんし、最終的にはこういう意見交換等をしながら村長の決裁で決定するというようなことを言った覚えはございます。あと手続の中での重点施策検討委員会等のものが行われていないというのは、最初の段階の承認ではですね、確かに重点施策に諮ったことはありませんでした。ただし、これまでの津波小学校であったり、喜如嘉小学校を最初やろうとしていたところでも重点施策にかけることはなく変更というのは行われていた経緯があって、重点施策ではなく課長等会議での報告、またその状況報告をその提案があったときに常に課長会ではやっておりましたので、その中でこういうことが問題になるんじゃないかというところで話し合いをしておりました。そこでいろいろなものがクリアされた中で三役会議のほうで調整させていただいて、最終的に村長の決裁をいただいて手続を踏んだということになっております。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 琉球フーズではなくて、ユーティリティセンターのほうからの追加事業計画として、毎月安定供給を目指した研究を行いますという申請があって、さっき村長がそこで研究すればいいさということではなくて、その事業計画の追加としてそういうのがあります。裁判のことをなかなか中身をしゃべるということではできないわけなんですけど、これまで提訴されたことについて、こっちは反論しなければいけない。今、提訴されているのは琉球フーズさんの言い分であって、それをそっくり認めるということは村もできないと思います。たくさん反論すべきことはあります。そういう意味で、反論する意味でも弁護士費用が費用ということで上げたんですが、なかなか中身についてまでは話をすることはできないんですが、この一つとしては、向こうからの事業計画の中に研究しますということがあります。それと3基ほどの据え置き、校庭に据え置きの水槽、そういうことも事業計画の中で、申請の中です。そういうことも踏まえて許可して、でもそのあたりが本当に守られていないということもあって取消してきた経緯もありますので、そのあたりは御理解いただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 副村長が言っていること、ある程度理解できますが、ほとんど住民説明会、ユーティリティセンターがやっているけど、琉球フーズの人がほとんど説明しておりました。だからそれを直接聞いたものを私はメモってですね、こうやって。一緒に同席してからの説明会がなかなかなくて、食い違いがあるかも分かりませんが、やっぱりその辺はきちんとした形で出してくれることを次の説明会で期待しておりますので、ぜひその辺、意思の疎通がきちんとされていなかったから裁判になっているということ認識して対応していただきたいと思います。

それからこの特定伝染病の再発防止が十分言いがたいということを言っているけど、何で県は解除されているけど、大宜味村がその理由をつけてやるというのもおかしいんじゃないかなと思っているんですが、その辺説明をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午後 2時04分）

○ 議長（平良嗣男） 再開します。

（午後 2時05分）

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） まず、まん延防止命令が2月に解除されております。ただそのときはまん延防止として、例えば湾内とかですね、ほかに広がらないようにするための対策が終わったという状況であります。なので今後どうするかというのはこれからになるわけですね。なので今後の対策が丁寧に示されていないという状況からすると、その示されていない中で、我々が3月の頭頃だったんですが、私とあと担当、この学校跡地の活用の担当と、あとユーティリティセンターの代表、そして宮本代表、4名で学校のほうで現場の確認と打ち合わせを行ったところ、もう既に4月にエビの稚魚を入れるというのが、しかも国外産で入れるというのが決まっているとの話がありました。なので、そこは私もびっくりしてですね、それではいけないと。こういうことであると、やはり承認というものについても疑義が出てきますよというところで、取消しも考えないといけないですよというところでちょっと言葉を荒げて話をした覚えがあり、またユーティリティセンターの代表にも確認してやったところがあります。なのでまん延防止というのは、あくまでもそのときの対応であるわけであって、次どうするかというところのものがしっかり示されないままであるということがまず承認を取り消した理由の大きなものになっています。

あとそれと、そのときに水産物の保護法というか、法律があるんですけども、検疫を受けなければいけないという、手続の。それを農水省、国のほうがちゃんと持っているんですが、制度をですね。その国の、農水省のほうに確認をしたところ、この病気は今後も起こり得ますよということが言われました。なので我々としては同じような病気をまたこの大宜味村で発生させるというのを明確に対策もできていない中で承認、入れさせるということではできないというところから、緊急だったんですが、そういう話も先にしていますので、業者と村長、三役と話をして、課長会へ報告して三役で決定して、弁護士の方に相談はしたんですが、その手続を踏ませてもらったという経緯です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今の説明である程度分かりましたけれども、そういう病気は、この被害を被っている地域から輸入すれば可能性は当然あります。国や県は、そういう被害地域から取らないようにということで、制度上はできるけど、そういう指導をしていたそうです、最初から。最初からその辺を分かっていたらね、皆さんがそういうことは繰り返し起こらなかつたと思います。だから私は今回再開のものと当初のものがこんなに違っているかというのは、やっぱりその辺の受入れ体制、そして行政側がもちろん水産の技術専門職の人が今大宜味村にいるわけでもないし、その辺の連携がまずかつたんじゃないかなと思いますので、今後どういうふうになるか分かりませんが、とにかく今言ったような

形の説明をより分かりやすく住民に説明して、理解を求められるものについては理解を求めていただきたいと思います。次に移ります。

国立自然史博物館設立の必要性、村長が言われていたんですけれども、もちろんほかの議員も言っているんですけれども、この日本学術会議との交流や調整はなさっているのか。これまであったのか教えていただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 私はこの国立自然史博物館の誘致については、シンポジウムに3回ほど参加しております。東京でも参加しております。そういう中でもできるだけ大宜味村に誘致したいという思いを伝えながら参加してきましたけれども、去る3日にこの推進委員の皆さんの説明会があって、その中でとりあえず今、国のほうが日本に国立自然史博物館を造るという決定もしていない関係でですね、これを、自然史博物館を造るんだというふうな国の方向性を見いだすために、その推進委員が動いてやっているわけなんですけれども、今のところ国は自ら造ろうという思いはないようですので、できるだけ民間を活用して、民間の資金を少し集めながら国立自然史博物館をちょっと芽出しでもすると、国も動いてくれるんじゃないのかなということで、3日に委員の皆さんとの懇親会がありました、勉強会といましようかね、12市町村長、でありまして、その中でとりあえずは国立沖縄自然史博物館という形で動きを出してですね、決定したときには各市町村ごとに誘致合戦が出てくるかと思うんですけれども、とりあえずのところ、沖縄にぜひ国立沖縄自然史博物館を誘致しようというふうな機運を一つにして、今後対応しようということになっております。私も3村としてもぜひ誘致してほしいというふうな議会のほうからもありましたけれども、ぜひその辺についてはですね、沖縄に決定した段階で積極的に大宜味村に誘致するとか、そういうふうな方向を取りたいなというふうに思っております。

○ 議長（平良嗣男） 吉浜 覚議員、質問時間が少なくなりましたので、簡潔にお願いをいたします。
（「私が聞いた日本学術会議との交渉や調整は……」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午後 2時13分）

○ 議長（平良嗣男） 再開します。

（午後 2時14分）

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

直接の交渉というのはございません。ただし、先ほど村長からもありましたように、この学術会議が行っているようなところではなくて、沖縄県が主導している説明会であったりとか誘致の勉強会などには積極的に参加しているということになりますので、今後もそういったものがあれば我々も積極的に参加しながらですね、また県のほうが、3月の宮城良治議員の質問にもありましたけれども、県のほうが予算を大きく計上しているというところの連携も取れていますので、私たちももしあれば誘致を——誘致というか講演会であったり、勉強会の誘致も——誘致というか、既に手を挙げてこちらで開催できませんかということも話をしておりますので、そういったところからアプローチをしていきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 日本学術会議との接触はないということでしたけれども、今、県と調整したりいろいろやっているという話は出ているんですけれども、そもそもこの国立自然史博物館設立の必要性を提言しているのは日本学術会議ですので、やっぱりその趣旨はとても大切だと思います。私も直接の関係じゃないんですけれども、その関連している環境保護団体からやんばるの森の大切さということで皆が言っている生物多様性、そのやんばるの森に冬虫夏草という生物がいて、そこにやっぱり基本があると、これは私は行政レベルでは聞いたことがなくて、そういう環境の関係などを駆使しているところから、やっぱりその思いをいかにしてこのやんばるの森の生態系や生物多様性がみんなに日本で一番じゃないかと言われているゆえんがあると思います。それを積極的に聞き出して、みんなにこういうものだということで世論づくりをして、私は優位に大宜味村にゴルフ場跡もあるし、その辺に誘致ができるんだったら面積の問題とかそういうものを接触して誘致すべきだと思っております。そういう意味でもどういうふうにまた日本学術会議と連携するかその辺をお聞きしたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

やはりですね、日本学術会議というのはあくまでも国への提言者というのは理解しながら、やはり今、沖縄県にそういったものを誘致できないかというところで、設置ですね、設置自体も今からの話ですので、そういったところから沖縄県がまず、沖縄県にということで積極的に動いておりますので、我々もそこに準じながら、県に指導を仰ぎながら取り組んでいきたいと思っておりますが、日本学術会議との接触というか、そういったものに関しては誘致の前に、ここのやんばるの森というものが本当に貴重であるところから世界自然遺産にもなったということを含めてですね、何かでできればなど今思いましたので、そういったところから取り組ませてもらえればと思います。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） どうもありがとうございます。県と共にというふうなことがあるんですが、やっぱり県以上にこっちのほうがいいんだということを村がそういうことでより展開すべきだと思います。実は世界遺産の登録の問題では、全国でやんばるの森が一番生物多様性、生態系も含めて保存すべきだということを前から言われていたけれども、いろいろ問題があって今回登録されたのであって、だからそういう問題を積極的にこの地域から日本学術会議にも発信しながら、やっぱりやんばるの森だよということを県にも声かけられるようにぜひ頑張ってください。以上、終わりです。

○ 議長（平良嗣男） 以上で8番 吉浜 覚議員の一般質問を終わります。

◇ 大城 邦彦 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に6番 大城邦彦議員の一般質問を許可します。6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） 質問をする前に、ちょっとお礼を言いたいです。

根路銘の出口側の改修工事がつい前に早急に行われまして、大雨も降ったんですが全く被害がなくて、区民も非常に喜んでおります。本当にありがとうございました。それでは、たくさんではないんですが、質問していきたいと思っております。

村道、農道、集落等における道路の維持管理について。

道路の維持管理は、道路の種別によって村が管理すべき道路とそうでない道路があるのか。また、道路の種別によって草刈り等の回数を取り決められているかなども合わせ、以下について伺います。

1. 根路銘集落内の河川側における道路防護柵（ガードパイプ）の腐食がひどいところがあり、また、支柱へのパイプ固定金具の腐食で、落下しているところが多くみられ改善を要する。車両や歩行者および自転車の転落防止対策として、交換などの維持管理が必要と思うがどうか。

2. 上原区からサーウイ地区への舗装された道路維持管理が、近年行われていないとのことで、道路周辺で農業（ミカン農家）等行っている方から苦情があり、村が維持管理すべき道路と思うがどうか。

3. 上原区内の外周道路の草刈り等の維持管理が行われず大変困っているとの苦情があります。この道路周辺には5世帯があり、個人で管理するには大変負担があるとのことで、村として維持管理すべき道路と思うがどうか。

なお、4については今回割愛させていただきます。よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1点目には、現場を確認したところ、車両用防護柵の腐食がひどく、機能してないところがございます。今後、修繕の必要な箇所を検討しながら、交通安全対策特別交付金を活用し修繕を行ってまいります。

2点目に、この道路は令和3年度において、小規模土地基盤整備事業で整備された農道であります。農道は基本的に受益者が管理となっております。しかし基幹農道で多くの村民が生活道路として利用する農道については、年に2回以上草刈作業を行っています。サーウイの農道においては、高齢化も進んでおり、受益者だけで厳しい場合は、現場を確認して草刈等を実施して参ります。

また、それ以外の農道においてもパトロールなどで、点検を重視しながら草が生い茂っているときなどは、優先順位を決めて出来る箇所から対応していきたいと思っております。

なお、この地域については今日から草刈り作業を始めているところであります。

3点目については、集落道路も村管理で建設環境課の管轄でございます。

現在、村管理道路が広範囲でなかなか草刈などの維持管理ができておらず、村道の交通量の多く危険箇所を重点的に年1回以上、草刈り等を実施しております。

集落道路につきましては、各区の作業などで地域住民の皆さんの協力のおかげで、維持管理されております。

協力して頂いている区から要望があれば、上限がありますが燃料費や草刈り機の刃などの消耗品費を負担しております。

○ 議長（平良嗣男） 6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） 回答が非常に前向きでありがとうございます。

この根路銘の、私のちょうど家の前にある川沿いなんですけど、もうパイプがぼろぼろになっていて、固定されている金具がもう錆でぶらぶらしていたり、前回作業したところの橋のところの、この写真にもありますが、誰かが足で触った瞬間にばちゃっとはねて、足をかなり強く打ってけがしたよという話もありまして、やはりこれは部分的でもいいから改善すべきじゃないかなという区民からの話もありました。一気にやるというのは予算も絡むことなので、悪いところだけでもですね、今必要だと思うのだ

け見て回って、変えることができるのであればぜひともこの辺はお願いしたいと思います。

それと、ちょうど私の家になっているものですから、いつも目立つんですが、車庫の前が過去に陥没して、かなり大きい穴があいて役場のほうで修理していただきました。その後にまた亀裂が入り始めたのでコンクリート側にセメントを敷いて、あれから一旦収まっています、この場所は。その1回修理した場所から北側にさらにまた亀裂が入り始めているので、今すぐ必要かどうかは私も安易なところはあるんですが、今後、認識してもらって担当の方にですね、もしかしたら今後、またドバツと落ちて穴があいてしまう可能性もありますので、ひとつこの辺も警戒していただきたいと思います。

そして2番の上原サーウイ地区については、実は私も実際に何回も通っているんですけども、今、農家の方が枝打ちで伐採してとても明るくなっているんですよ。見て、確かに雑草とかもそんなにないんですよ、木が生い茂っていたために草がなくて、ただ枝がまだそばに残っているので、あれは地主が、農家の方が片づけるべきものは片づけるそうです。上原から入ってサーウイに向かうところが自然木が枝が覆いかぶっていて草が生えているので、その辺も今、村長がおっしゃるように掃除に入っているということであれば、前はごみ収集車も通っていてかなり明るい道だったそうです。その辺も今後必要に応じて維持管理のほうをよろしくお願いしたいなと思います。

この3番についてですが、これはその5世帯の中の1世帯から、なかなか村がやってくれなくて、役場に直接相談に行って、やって掃除してもらったという経緯があって、それでなんで村がやらないのか、これはどこがやるべきかという形で私によく話をするものですから、今回取り上げていただきました。その前に、以前にあまり役場が来ないので除草剤をまいたそうなんです。そうしたら除草剤をまいているなら、これは掃除する方がこの除草剤に負けるから、こっちは草刈りができないと断ったということもありまして、それでこういうことが村では何回ぐらい、どういう道の場合はどうできるのかということで今回質問しましたので、特に3番目の上原区の維持管理については年に1回ということではありますが、場合によれば住宅街がありますので、連絡さえすれば、その都度維持管理はやっていけるような体制ができそうですか、建設環境課長。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 以前も要望があり、草刈りなりを行った経緯があります。今年度ですね、上原区のほうは部落作業用の燃料費や草刈り、刃の消耗品などそういった要望があります。まず区と調整しながら、区のほうで協力していただけるのか。区のほうで協力が難しいということであれば、建設環境課のほうで草刈りの対応をさせていただきたいと思うんですけども、やっぱり村道が約78キロあります。これを全部5人の体制でやらせてもらっているんですけども、なかなか追いつかない部分があります。優先順位とさせていただくのが、どうしても交通量が多いところ、それと危険箇所、そこを重点的にさせてもらいながら、年1回はもし連絡等があれば対応させていただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大嶺 実） 2点目の質問は終わったんですけども、つけ加えたいと思います。よろしいですか。

今、村長が本日から草刈り作業に入っているということなんですけれども、私のほうで作業員6名のほうに指示してやってくれということでやりました。恐らく3時ぐらいまでにはできると思います、きれいに。一般質問が終わった後に、私また現場の出来栄を確認したいと思います。

1つだけ確認したいのが、農道は基本的に、さっきも述べたように受益者が管理することになってい

ます。しかし、実態は農業者も高齢化が進んでおり、なかなか難しいのが実態であります。ですから個別にですね、産業振興課のほうに相談とかがあれば、現場を確認して優先順位を決めてやっていきたいと思えます。農道も村道と同様に90路線ありまして、約42キロ延べ延長ですよ。農道が台帳にまだ整備されていないのがプラス30で、全体で120路線あります。合計で57キロあるんですね。それを作業員6名を雇用して、月に6回か7回程度の頻度で草刈り作業をしています。それを全部回るのは厳しい面もありますので、一応は農道、林道も管理者は大宜味村ですから、全くやらないというのはいかないものですから、そのあたりを調整しながら今後やっていきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） 課長ありがとうございます。早速、やるかという名前ですかね、本当にありがとうございます。多分農業をされている方も高齢者で、自分で防風林も伐採できないような状態で、今若いのをお願いして伐採とかされているような状況であります。本人も迷惑をかけているんだという気持ちもあって、なかなか役場に直接行けなかったというのが本音じゃないかなと思えますので、その辺、配慮をくださいますてありがとうございます。

農道、その辺についてはやっていただけると。今言う、上原のこの5か所の、私が質問3にしている道路というのは、道路の区別としては集落道路になるのか、何道路になるのか。分かる方がいましたらお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 1回目の村長の答弁のほうで集落道路、村のほうが管理しますということになっております。

○ 議長（平良嗣男） 6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） この集落道路というのと農道、公道といろいろ種別があると思うんですが、例えば私の区内においても字道じゃなく、多分私の家の前も村が管理してやるべき道路として考えた場合に、あれも集落じゃないかなと思うわけよね。集落道路については基本的には区長を中心に区民で一旦は基本的には維持管理すべき道路かなと、私たちは生活している中でそういうふうな感覚でいたんですが、やはり高齢者とかいろんな何名かで、区でやれないところは今後も役場のほうへ相談を受けたら、管理のほうをよろしく願いましてですね、あと根路銘のパイプについてもできるだけよろしく願いまして、私の質問を終わりたいと思えます。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） ありがとうございます。やはり自分が生活している上で、幾ら村が管理すべき集落道であっても、ちょっとした掃除とか、今大城議員が自分の前は自分がやるべきかなということを書いていましたが、そういう村民が多くなれば草刈りの回数等も本当に必要な場所に回すことができると思えます。

この3番の上原区の外周道路、ちょっとはつきりしたその場所は分からないんですが、自分がいつも利用している場所かなと思っております。集落の5軒ということからしてもそうかなと思うんですが、以前は自分とほか1軒の家がありました。そしてそこには村の水道の施設があります。そういう意味でなかなか村がこっちまでは手が回らなくて、区の掃除が終わった後に、自分がいつも何百メートルかやるんですが、なかなか一日では終わらない。それも草刈り機を動かすのはできても片付けまでになると本当に二、三日かかるなというのもあります。最近ではツタのほうがソウシジュの木を巻いて、道路の

ほうまで下りてきております。このソウシジュを切ってもツタが絡まって、本当に上のほうから切らないといけないような状況で、非常に1人では苦戦しているところもあります。去年もその沿線に3名ですね、一緒に出て掃除はしてきました。そういうふうにはやはり全て村がやるということではなくてですね、周辺、自分が生活しているところはそういうことを多くの村民が持ってもらいたいなと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で6番 大城邦彦議員の一般質問を終わります。

◇ 大 城 佐 一 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に1番 大城佐一議員の一般質問を許可します。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） では、一般質問を行いたいと思います。

1問目に、災害対策の対応について。

沖縄気象台は、6月1日午後11時半ごろ降り続く大雨のため避難が必要となる危険な状況になっているとして、大宜味村に土砂災害警戒情報を出し、本島北部に大雨洪水警報を出した。本島地方では2日夕方にかけて多いところで1時間に60mmの非常に激しい雨が降る見込みで厳重な警戒を呼びかけた。大宜味村でも相当な降水量があり、河川の氾濫もあったと思われる。その影響で以前にもあった大川団地前の河川の増水による浸食で法面の崩壊があり危険な状況です。職員の早急な現地調査の対応には大変感謝いたしますが、平成30年12月議会でも質問をしたがその後の経過はどうなっているのか、また、今度の災害に対する村の対策はどうするかお伺いいたします。

2番目に、応訴活動による弁護士委託料の否決と100条調査について。

弁護士委託料は、応訴活動に対して地方自治法第232条の規定により、その事務処理に必要な経費の支弁が認められた普通地方公共団体の事務の一環であり、その経費を否決することで村民に多大な損害が発生すると思うが、どう執行部として思いますか。また、職員では高度な法的専門知識が必要とされる訴訟は対応できないと思うが、どうお考えになっているのか。100条調査権を行使する上で留意すべき点があり、100条調査権の範囲と限界がある。100条調査権といえども調査範囲には5つの限界があるが現在は裁判中であり、職員や執行部は裁判に集中すべきで100条委員会の設置は適当と思わないが、どう対応するのかお伺いをいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

塩屋団地前の河川は、法定外公共物との位置づけとなっております。

法定外公共物の扱いとして、利用者によって機能が保全されているものについては、機能維持の範囲内で軽微な補修などを村が行っております。

以前の一般質問後、現地を確認し、対応として法面側の伐採を行い、様子を見ていましたが、今回の大雨で現場を確認したところ、斜面の土砂が動いている形跡があり、危険な状態でございます。もし、法面が崩壊したら河川が寸断され、より大きな被害へ繋がる事が予想されることから、台風時期までに早急に対応したいと考えております。

2点目につきましては、裁判も5月24日から始まりましたが、議会においても100条委員会設置となりました。議員の質問で委員会にどう対応するかとのことでありますが、委員の質問に関して真摯にお

答えをしまいたいと思いますが、係争中でありますので裁判に影響を及ぼす恐れのある発言は控えなければならないものと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 前回の質問の後、いろいろ伐採などをしてこっちの様子を見ていたということですが、今回この危険な状況の中を現場、村長をはじめ職員もみんな見たと思いますので、台風時期まで早急に対応したいという考えでありますので、ぜひやってもらいたいと思います。

この川は、北部土木事務所でも土石流が発生するおそれがあるということで、大雨のときは十分注意してくださいということで、立て看板も目の前にあるわけですね。私は前の話を聞くとですね、そこは団地を造って、河川の濁流で浸食されて、その影響で団地側を間知積んだりですね、いろいろやったという話も聞いているんですが、そこを団地側だけを積んだものだから、反対側は何も措置されていないものだから、この濁流が起きたところに団地側に当たってですね、その反射で反対側に水が行って浸食されているような状況でありますので、どうにかこの土砂崩れを防止するためにも、前回も土のうを置くか、例えば布団、家具でも応急処置は十分いろんなことがあると思うので、これは役場の対応にお任せするんですが、できるだけ早めこういう対応をしてほしいと思うんですが、課長どうですかね。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 今現在、業者のほうと相談のしながら、施工方法の部分の検討、それと金額の関係を依頼しているところであります。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） この当日、6月1日、2日、これは私气象台に問合せしたんです。大宜味村は降水量を測るところがないもので、近隣の国頭、東を聞いて、6月1日に降水量が国頭では62ミリ、東が123.5ミリ、これは平年は国頭が9.8ミリ、東が9.8ミリ、平年比にすると、国頭が639%アップ、東が1,273%の上昇になっております。2日も同じような降水量ですね、国頭が87.5ミリ、東が76.5ミリで、平年比が国頭が893%、東が781%ということであります。この2日間のトータルが、国頭が149.5ミリ、平年は19.6ミリです。平年比763%の増、東が降水量200ミリ、平年が19.5ミリ、平年比に関して1,026%の増というふうに、その周辺地域は降っているということは、恐らく大宜味村でもその近くは降っていると思うんですよ。そこにこういった土砂災害に関して、大宜味村でも大変いい資料ができていますので、こういった大宜味村地域防災計画、大宜味村国土強靱化地域計画ということで、その中でもきちんとこの土砂災害事業とか危険傾斜崩壊防止事業とかそういったものも織り込まれていますので、その災害の地域指定も多分織り込まれていてですね、先ほど地図のこういった、これは26年の北部土木土砂災害区域の数字ということで、これは26年10月1日で北部土木事務所のホームページから取ったあれだけど、この写真の中でもこの地域は土砂災害防止法施行令第2条の基準に相当する区域ということで、ちょうど団地前からこの法面に関して黄色い線が、さっき写真を建設環境課長も持っていると思います。印があると思うので、そういった警戒区域をぜひ、こういった資料もたくさんありますので、それに沿って適切な措置を行ってもらいたいと思います。これで終わります。今日のメインイベントがありますので、これで災害は終わりたいと思います。

今日は、一番これがメインだから、応訴、先ほど答弁があったんですが、応訴費用については何も書かれていないんですが、まず応訴費用からやっていきたいと思います。応訴費用については、これは私たち5月22日の臨時会で、12日ですね、臨時会で弁護士費用が否決された後から早速いろんなアンケー

ト調査や全国に例があるかどうか、いろんな調査をしてから調べてまいりました。その当時は今日来ている報道関係者の方もこの臨時会は傍聴していますので、今日午前中に2人の同僚議員からもこういった話はされていますが、再度やっていきたいと思えます。

まず、こういった応訴に対する弁護士委託料を否決したということは、全国にないという報告があります。どうか今日来ている報道関係の皆さん、大宜味村議会は自治法でも認められた予算を否決するというを全国に発信してください。大変恥ずかしい議会ではありますが、こういうことを報道しないと世間は、中で起こっていることがあまり知れ渡りませんので報道してください。

あとはこのアンケートに対して、旧塩屋小学校でのバナメイエビの養殖場で甲殻類の伝染病が国内で初確認された問題で新聞報道にも掲載されておりましたが、養殖業者が村に養殖事業の再開申請を提出したが、契約違反に対する村の改善要求に従わないまま相談もなく、2017年3月に稚エビを輸入し、これは話によるとこの稚エビは外国産という話も聞いておりますが、事業を再開しようとしていることが分かり、村との信頼関係が完全に崩れた。また地域住民との調和が取れないことなどの理由で不承認とした村の対応をどのように思いますかというアンケートで、「村の対応は理解できる」というのが436名、「分からない」が10名、「理解できない」がゼロ。あと1点は、応訴費用に関する、もうこの読み上げは割愛しますが、訴えられて応訴する弁護士費用が認められず、村は弁護士を立てずに裁判に臨んでいるが、応訴に向けての弁護士委託費用をどうすべきだと思いますかというアンケート調査で、「認めるべき」が439名、「分からない」が6名、「認められない」がゼロ、無記入が1ということのアンケートを取っておりますので、それをよく見て、報道をお願いしたいと思います。

そこでもう大変、先ほど来からいろんな、午前中の一般質問から職員の資質やら何やらということであつたんですが、私は職員の資質をただす前に、私をはじめ議員から資質をただすべきじゃないかというふうに思っております。これは議会基本条例を設置するときにも、私は当初は執行部からの答弁書に反対しました。なぜ反対したか、答弁書を見ると当たり前に分かるわけですね。答弁書がなければ自分が質問したことに対して、じゃあ執行部はどういう質問をするか。これに対して考えながら次の構成をしていく。この2番目はどうするか、3番目はどうするかということで、いろんなことをしゃべらなければいけない。とすれば、いろんな勉強もしてくるし、そこが資質の向上につながってくるんじゃないかというふうに思っておりますね、議会基本条例のこの答弁に関しては私最初は反対したんですよ。そこをですね、この応訴費用に関してですね、もうあっち行ったりこっち行ったりしていますが、この応訴費用はですね、いろんな資質に関して義務的経費とか投資的経費とあるんですが、執行部はこれは義務的経費なのか、投資的経費なのか、どういう判断をなされていますか、この弁護士委託費用に関してですね。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 義務的経費とちゃんと地方財務上うたわれてはいないんですが、やはりそれに準ずるものだと思っております。義務的経費というのは給与とかそういうものであると思うんですが、それに準ずるものだと理解はしております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今、副村長からあるとおり、義務的経費とかですね、扶助費とか公債費とかですね、こういったものでなければいけないようなもので多くうたわれているんですが、こういったものもこれは義務的経費に私は属するものだと思っておりますので、ひとつこの応訴費用に関してですね、

ある例をちょっとお話していききたいと思います。これは姫路市の問題ですね、弁護士委託費用についての判断をいろいろ訴えられて、こういうふうに判断して最後にこういうふうに判断としてあります。読んでからちょっと言いたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

請求人は、本住民訴訟のための弁護士費用等は姫路市が負担すべき合理的理由はなく、あと名前ですが、ある個人が負担すべきであるので、その費用の返還を姫路市長が何々個人に対して求めるように請求しています。そこでまず、本件住民訴訟に関わる弁護士費用を姫路市長が示したことについて、次に姫路市長が支弁した弁護士費用等を何々個人が負担していないことの適否について考察しますということである。次、2番を飛ばして3番目にですね、住民訴訟に対して応訴するかどうかは姫路市長の判断であり、また応訴活動自体も被告が執行機関であることから、自治法第232条の規定により、その事務処理に必要な経費の支弁が認められた普通地方公共団体の事務の一つであると言えます。また、応訴活動においては高度で専門的な法律判断を要することから、訴訟事務や実定法に詳しい弁護士に訴訟の随行を委託した市の判断が妥当性を欠くものとは言えず、このような応訴に係る費用を当該普通地方公共団体が支弁することについて、違法、不当性は認められません。もう一度言います。このような応訴に関わる費用を当該普通地方公共団体が支弁することについて違法、不当性は認められませんという結論が出ている例があります。そういうことについて執行部、今のことを聞いてどう判断いたしますか。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 質問にお答えします。

実は、この5月12日の臨時議会の前に、補正予算を計上する前に全員協議会で必要性や被告が大宜味村であることから、応訴に係る事務は村の事務であり、地方自治法232条で当該地方公共団体の事務処理をするために必要経費は当該団体の経費で支弁すべきだと説明させていただきました。そして、その臨時議会のときにも同じような説明をさせていただいております。その中で議員からの意見として、やはり応訴に応援するような声が多くありました。反対するような意見はありませんでした。それを私たちはそういう意味でその予算は当然に可決されるものだと思っておりました。そういうことで非常に残念な結果ではあったんですが、今までもずっと説明してきたとおりですね、今回の広報の6月号でも説明しているんですが、使用許可であるとか、あるいは事業追加の承認、そして事業追加の取消し、そういうのは全てみんな村が行っております。そういうことで村の事務の一環であるということは確かです。そして何に基づいてそういうのをやったかという、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、あるいは大宜味村公有財産規則、大宜味村普通財産貸付事務要領、また大宜味村立学校跡地活用事業募集要項、それなどに沿って承認であるとか取消し等をやってきております。そういう意味でも村の事業というのは明らかです。そういう意味でやはりこの232条にうたわれている村が支弁すべきだと思っております。今後ともそのあたりを住民説明会、あるいは議会等でも説明もやりながらぜひ弁護士を立てて応訴をしていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） この応訴費用については、先ほど述べたようにこのアンケート調査等いろいろしながらですね、大変いろんな御意見が私にもありました。これは自治法でちゃんと決められた応訴費用について、否決するなんて元役場職員が2人もいます。また村長に立候補する2人もいます。こういった馬鹿げた話があるかということで私はお叱りを受けたことであります。恥を知れ、恥を。と思っている村民はたくさんいます。こういう村民のためにも私たちは4名は否決で負けたんですが、今後と

もこの応訴費用に関しては、村と協力してぜひ弁護士費用を立てていきたいと、頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

あと百条委員会についてですね、これは臨時会でも言ったんですが、もう一度この見解をしたいと思っております。この百条調査権を行使する上で留意すべき点の中で、百条調査権の範囲と限界がある。これには5つあるんですが、2つだけやっていきたいと思っております。1番目は飛んで2番目ですね、これは臨時会でも言ったんですが、司法権との関係による限界とは、議会が行う百条調査により裁判官が裁判を行うに当たって重大な影響を及ぼすような調査をすることができないことであり、特に裁判内容についてその内容の適否を判断するような調査は、判決確定の前後を問わず許されない。あと3番を飛ばして4番ですね、4番に、これは大事だと思うんですが、執行機関との関係による限界とは、執行機関に裁量権が委ねられている事項については裁量権の逸脱濫用が認められない限り、百条調査権の対象とならないことであるというふうにあります、その辺の見解をお聞かせ願いたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） たびたびお答えしているんですが、村広報6月号のほうでも学校跡地活用事業としての普通財産貸付契約及び建物使用賃貸契約を締結したことや事業追加承認の取消し及び事業再開申請の承認について、経過や事由等を説明しております。村が行った契約締結は事業承認、事業取消しは財産の交換、あるいはさっきも言ったんですが、そういう条例規則要領、あるいは学校跡地活用等の応募要項等ですね、それに基づいて行ってきております。ということはそれは村の行政に与えられた裁量権の範囲だと解釈しております。地方議会総合研究所の所長廣瀬和彦先生の記事によりますと、さっき大城議員からあったとおり、執行機関との関係による限界の説明として、執行機関の裁量権が委ねられている事項については裁量権の逸脱濫用が認められない限り、百条調査の対象にならないということで記述されております。さっき述べたとおり、普通財産貸付契約締結や事業追加承認、それらは裁量権の範囲であると、そして裁量権の逸脱濫用に当たらないものと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 質問時間が少なくなりましたので、簡潔に質問をお願いします。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 百条委員会についてですね、まずこの訴訟はですね、今回の裁判の争点が大宜味村行政手続の条例に基づいてですね、不承認にしたことに対する裁判をやって補償という話のものです、これは全く筋違いじゃないかというふうに思っております。これは被害が幾らということを出しているんですが、これは2億出して失敗しているのは業者なんです、業者。大宜味村役場じゃないでしょう。そこははっきりしてもらいたい。

あともう一つ、被告は大宜味村全部です。こっちにいる皆さん全部です。そこも分からないで相手の被告が有利になるようなことで反対して、もうこれは結託しているというふうにししか私は見ておりません。今日は朝大変な、村長からの答弁がありました、議員が来て和解の話を進めている、とんでもないですよ。恥ずかしい話です。マスコミの皆さん、これを全国に訴えてください。こういう大宜味村の議会、規範、この百条委員会を設置したことが間違っていますよ。私はこう考えております。だからウチナーヌ言葉でね、慶良間一ミーシガ、まつ毛一ミーランという言葉があるね。遠くはミーシガ、ドゥーム近辺は全然分からん。これと似た言葉で灯台下暗し、人のことは分かるがドゥーのことはヌー分からん。こういう沖縄のことわざもあるので、そこを各自一人一人が肝に銘じて、責任を持ってこの議会で発言してもらいたい。

ある議員は、公正公平と言っているんですが、私はこの、何もこれ、過去にですね、私にどんなことをやったか。公正公平なやり方といって、議会で。私にだけこの意見書を見せないで、切替えて、本会議始まる30分前に見せて、これが透明性をやる議会か。恥ずかしくて物が言えません。開いた口がふさがって何も言えません。

あと1点は、安心安全とよくいろいろ質問してくるんですが、私から見れば大宜味村を危険な、奇怪な村づくりにしているんじゃないかというふうに思っております。このキカイは、奇数の奇に怪しい、奇怪。本当に混乱させるような大宜味村に持っていくようなやり方に対して、本当に議員の資質をもう一度見つめ直し、大宜味村民のためにできる議員に、皆さん自覚して頑張ってもらいたいと思います。以上で終わります。

- 議長（平良嗣男） 以上で1番 大城佐一議員の一般質問を終わります。
これで一般質問を終わります。
-

◎散会の宣告

- 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで散会します。
お疲れさまでした。御協力大変ありがとうございました。

(午後 3時12分)

令和4年第4回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 令和4年6月14日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和4年6月14日 午前10時00分)

散 会 (令和4年6月14日 午前10時24分)

2. 出席議員 (10名)

1番議員	大 城 佐 一	6番議員	大 城 邦 彦
2番議員	宮 城 良 治	7番議員	宮 城 貢
3番議員	仲井間 宗 利	8番議員	吉 浜 覚
4番議員	友 寄 景 善	9番議員	安 里 重 和
5番議員	大 山 美佐子	10番議員	平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	宮 城 功 光	教 育 長	米 須 邦 雄
副 村 長	島 袋 幸 俊	教 育 課 長	真喜志 亮
総 務 課 長	宮 城 豊	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 嶺 実
財 務 課 長	佐久川 紀 亮	監 査 事 務 局 長	新 城 寛
住 民 福 祉 課 長	宮 城 敦	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	宮 城 豊
企 画 観 光 課 長 兼 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長	福 地 亮		
産 業 振 興 課 長	大 嶺 実		
建 設 環 境 課 長	花 田 義 徳		
会 計 課 長	知 念 和 史		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	諮 第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	質 疑 付 託 省 略
2	議 第 2 2 号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
3	議 第 2 3 号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
4	議 第 2 4 号	大宜味村環境保全基金条例	質 疑 委 員 会 付 託
5	議 第 2 5 号	大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
6	議 第 2 6 号	大宜味村結い基金条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
7	議 第 2 7 号	大宜味村議会議員選挙及び大宜味村長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	質 疑 委 員 会 付 託
8	議 第 2 8 号	財産の取得について（大宜味村学校給食センター配送車購入）	質 疑 委 員 会 付 託
9	議 第 2 9 号	令和3年度 大川川護岸改修工事の請負契約の変更について	質 疑 委 員 会 付 託
10	議 第 3 0 号	令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）	質 疑 委 員 会 付 託
11	議 第 3 1 号	令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	質 疑 付 託 省 略
12	議 第 3 2 号	令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	質 疑 委 員 会 付 託
13	議 第 3 3 号	令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	質 疑 付 託 省 略

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諮問第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

諮問第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって諮問第1号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について採決します。

本件は、適任と認めることと答申することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

- 議長（平良嗣男） 起立多数です。

したがって諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、適任と認めることと答申することに決定しました。

◎議案第22号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第2 議案第22号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第22号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第23号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第3 議案第23号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を

議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第23号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第24号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第4 議案第24号 大宜味村環境保全基金条例を議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第24号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第25号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第5 議案第25号 大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第25号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第26号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第26号 大宜味村結い基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第26号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第27号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第27号 大宜味村議会議員選挙及び大宜味村長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第27号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第28号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第28号 財産の取得について（大宜味村学校給食センター配送車購入）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第28号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第29号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第29号 令和3年度 大川川護岸改修工事の請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第29号は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第30号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第30号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） これから補正予算（第2号）について質疑を行いたいと思います。

本補正を見ても、裁判の委託料が計上されておられません。私、個人としては今回もぜひこの計上をしてほしかったです。先般5月の末でしたが、第1回の口頭弁論があったんですが、この計上しなかった理由と、今後のこの裁判の行方はどうなるのか御説明お願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 今議会にまず補正として弁護士の委託料を上げなかったことの原因なんです。この弁護士の委託料というのはぜひ必要です。必要なんです。去る5月12日の臨時議会で否決というか、その部分を修正かけられております。そして今ゼロの状態になっております。やはり必要性についてはこれまでも全員協議会であるとか、あるいは臨時議会のときにも述べてきました。この塩屋小学校の学校跡地活用の件については、これまでも事業者を決めるとき、あるいは変更を認めたとき、あるいは再び取り消したときとか、全て村長の名前で送っております。大宜味村長宮城功光の名前で決定もしているし、否決もしております。そういう意味で大宜味村の行政の事務の一環としてこれまで行ってきております。そういう意味で地方自治法第232条のそこに当てはまるということで必要性は訴えてきたんですが、しかし否決されたということは何らかの理由、そのあたりもあるのだろうと思っております。そういう意味で今回は上げていないんですが、ぜひそのあたりの理解を得るために、昨日の本会議のほうでも、一般質問の中でもちょっと説明したんですが、説明会を行って、また広報紙でもそのあたりの必要性を説明しております。まず村民の理解を得ながら、そして必要があればまた議会へ説明していきたいと思っております。そういう意味で今回は上げていないんですが、近いうちにぜひ必要

です。ですので上げていきたいと思えます。

裁判の行方といいますと、まだ始まったばかりで本当に不透明ではあると思うんですが、やはり法律的な、技術的な面からしても村の職員のレベルではないのかなと思っております。ぜひそのあたりは弁護士を立ててやっていきたいと思うんですが、まだまだ本当に不透明で技術的なものも絶対弁護士が必要となっております。そのままの状態であれば本当にきつい裁判になるのかなと思っております。議会がそういうような考えであつたら、村の職員の健康とかそういうのを考えた場合に、精神的な負担、あるいは業務量の増ですね、そのあたりを考えた場合にそのまま2億円余りも払ってもいいのかなという思いもしたんですが、やはり村の職員という以上、村民の立場を考えなければいけないだろうということもあって、ぜひそれは弁護士を立てて裁判を行っていきたいと思えます。

私達も村民の一人でありますので、村の財政、あるいは村民福祉を考えた場合に、絶対これは反論すべきだろうと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今、副村長からいろんな答弁がありました。これはもうぜひですね、これは地方自治法でも232条でも、これは何回も耳が痛くなるほど言います。ちゃんとした普通地方公共団体にはこうした事務の一環として、応訴の活動のためにはこの予算は必要ということで地方自治法にもうたわれているので、私は今回もぜひ出してですね、否決されてもいい。昨日も一般質問で言ったんですが、全国的にないわけですから、一度、二度とも否決されて恥をかかせなさいということで申したいと思えます。これは全国的にもないことですね。

これはなんで否決するか。もう全く意味が分からない。例えば原告が大宜味村で、これを訴えるときの裁判費用としては考えられるわけです。こういう訴えた原告の場合はこれは弁護士費用は何か問題があれば否決するとかはあり得るかもしれないけれども、お互いが被告になって訴えられているのにもこう反対するということは全く理解ができない。今、住民説明会があるというので、こういった予算の成り行き、この応訴費用、きちんと自治法でもうたわれていることをきっちり説明してほしい。弁護士がいなければどういう対応をするのか。職員で対応、これはできるはずがありません。はっきり言います。そうすれば丸々村が1億円を払うのか。そういうこともですね、きちんと説明の中ではやってもらいたい。今、大宜味村議会で何が起きているのか。こういった予算の問題で裁判費用に対してこういうことが起こっていますということも、議会広報でも出たんですが、終わった説明会の中でもきちんとこの予算はこういうことで地方自治法でも定められたちゃんとした予算であつて、事務の一環であつて否決されたことには大変遺憾であるということで説明してもらいたいと思えますので、これは何回でも出してください。一議会で2回は出せませんのでね、議会があるごとに出して、賛成されるまで頑張つて出してください。お願いします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

本案については、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第30号は、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第31号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第31号 令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第31号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第31号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第31号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第31号は、可決されました。

◎議案第32号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第12 議案第32号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、先ほど設置した予算審査特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第32号は、予算審査特別委員会に付託して審査することに決定しました。

◎議案第33号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第13 議案第33号 令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第33号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第33号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第33号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第33号は、可決されました。

-
- 議長（平良嗣男） お諮りします。先ほど設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

-
- 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前10時20分）

-
- 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時23分）

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に8番 吉浜 覚議員、副委員長に9番 安里重和議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

- 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

(午前10時24分)

令和4年第4回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 令和4年6月16日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (令和4年6月16日 午後2時00分)

閉 会 (令和4年6月16日 午後2時43分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案第22号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
2	議案第23号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議案第24号	大宜味村環境保全基金条例	委員長報告 質疑～表決
4	議案第25号	大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
5	議案第26号	大宜味村結い基金条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
6	議案第27号	大宜味村議会議員選挙及び大宜味村長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	委員長報告 質疑～表決
7	議案第28号	財産の取得について（大宜味村学校給食センター配送車購入）	委員長報告 質疑～表決
8	議案第29号	令和3年度 大川川護岸改修工事の請負契約の変更について	委員長報告 質疑～表決
9	議案第30号	令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
10	議案第32号	令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	委員長報告 質疑～表決
11	請願第2号	軽石被害について（請願）	委員長報告 質疑～表決
12	決議案第3号	軽石被害に関する要望決議	提案説明 付託省略

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） こんにちは。
これから本日の会議を開きます。

（午後 2時00分）

◎議案第22号～議案第28号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第22号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、日程第2 議案第23号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例、日程第3 議案第24号 大宜味村環境保全基金条例、日程第4 議案第25号 大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例、日程第5 議案第26号 大宜味村結い基金条例の一部を改正する条例及び日程第6 議案第27号 大宜味村議会議員選挙及び大宜味村長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例、日程第7 議案第28号 財産の取得について（大宜味村学校給食センター配送車購入）の7件について、一括して議題とします。

一括して総務常任委員会委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 7 2 号

令和4年6月16日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

総務常任委員会

委員長 安 里 重 和

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第22号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第23号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第24号	大宜味村環境保全基金条例	原案可決 全会一致
議案第25号	大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

事件の番号	件名	審査の結果
議案第26号	大宜味村結い基金条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第27号	大宜味村議会議員選挙及び大宜味村長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	原案可決 全会一致
議案第28号	財産の取得について（大宜味村学校給食センター配送車購入）	原案可決 全会一致

（安里重和総務常任委員会委員長 登壇）

○ 総務常任委員会委員長（安里重和） ただいま議題となりました議案第22号から議案第27号及び議案第28号までの7件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長・総務課長・財務課長・企画観光課長兼プロジェクト推進室長・住民福祉課長及び教育課長の出席を求め、6月15日午前10時からの審査を行いました。

はじめに、議案第22号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

主な改正内容は、

- ・沖縄振興特別措置法等の改正による、対象地域の名称変更
- ・対象地域の特例措置について、適用期限を3年延長する
- ・対象地域の措置実施計画について、沖縄県の認定に加え、各主務大臣の確認が必要になったことに伴い、文言の追加を行っている

施行日については、公布の日からとなっています。

次に議案第23号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

主な内容は、

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少した、被保険者等に係る国民健康保険税の減免の特例を令和4年度も引き続き減免を行うもの。

この条例は、公布の日から施行することとしております。

次に議案第24号 大宜味村環境保全基金条例について説明いたします。

内容は、世界自然遺産地域に登録された本村の豊かで、多様な自然環境の保全と活用による地域振興事業の展開に資することを目的とし、6条からなる条例となっております。

1条に（設置）、2条に（積み立て）、3条に（管理）、4条に（運用益金の処理）、5条に（処分）、6条に（委任）の構成となっており、

この条例は、公布の日から施行することとしております。

次に議案第25号 大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例について説明いたします。

内容については、大宜味村環境保全基金を設置するにあたり、本条例に規定する指定寄附金について、積み立てを可能にするための文言の追加である。

この条例は、公布の日から施行することとしております。

次に議案第26号 大宜味村結い基金条例の一部を改正する条例について説明いたします。

内容については、大宜味村環境保全基金を設置するにあたり、大宜味村むらづくり応援寄附条例に規定する指定寄附金について、大宜味村環境保全基金条例の積立ての原資として指定しています。

この条例は、公布の日から施行することとしております。

次に議案第27号 大宜味村議会議員選挙及び大宜味村長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について説明いたします。

本条例は、公職選挙法の一部の改正により、本村における村議会議員選挙及び村長選挙における選挙運動にかかる経費限度額を定めて公費で負担する条例であります。

第1章は総則、第2章は選挙運動用自動車の公費負担、第3章では選挙運動用ビラの公費負担、第4章では選挙運動用ポスターの公費負担、第5章では雑則をうたっております。

この条例は、公布の日から施行することとなっております。

次に議案第28号 財産の取得について（大宜味村学校給食センター配送車購入）について説明いたします。

内容は、

- ・取得財産、大宜味村学校給食センター配送車、購入台数1台
- ・契約の方法、指名競争入札による契約
- ・取得金額、金523万9,440円
- ・契約の相手、名護市伊差川913番地、沖縄日野自動車（株）北部営業所、所長、照屋正広となっております。

議案第22号から議案第27号及び議案第28号については、質疑、討論はなく、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第22号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第22号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第22号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第23号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第23号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第23号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。
したがって議案第23号については、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第24号 大宜味村環境保全基金条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。
質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第24号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第24号 大宜味村環境保全基金条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。
したがって議案第24号については、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第25号 大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第25号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第25号 大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。
したがって議案第25号については、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第26号 大宜味村結い基金条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する

質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第26号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 大宜味村結い基金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第26号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第27号 大宜味村議会議員選挙及び大宜味村長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第27号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号 大宜味村議会議員選挙及び大宜味村長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第27号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第28号 財産の取得について(大宜味村学校給食センター配送車購入)についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第28号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号 財産の取得について(大宜味村学校給食センター配送車購入)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第28号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（平良嗣男） 日程第8 議案第29号 令和3年度 大川川護岸改修工事の請負契約の変更に
ついてを議題とします。

経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大議第73号

令和4年6月16日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

経済建設常任委員会

委員長 宮城 貢

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第29号	令和3年度 大川川護岸改修工事の請負契約の変更に ついて	可決 全会一致

（宮城 貢経済建設常任委員会委員長 登壇）

○経済建設常任委員会委員長（宮城 貢） ただいま議題となりました議案第29号について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長及び建設環境課長の出席を求め、6月15日午前11時30分からの審査を45分繰り上げて午前10時45分から行いました。

議案第29号 令和3年度 大川川護岸改修工事の請負契約の変更について説明いたします。

本件は、令和3年第6回大宜味村議会で議決を得た、令和3年度 大川川護岸改修工事の請負契約の変更契約であります。

工事名、令和3年度 大川川護岸改修工事

工事場所、大宜味村字喜如嘉地内

主な変更工種は、災害復旧工による増額変更であります。

1 既契約金額、金193,941,000円、2 増額、金7,327,100円、3 合計変更契約金額、金201,268,100円
契約の相手は、有限会社新栄建設となっております。

議案第29号についての質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第29号 令和3年度 大川川護岸改修工事の請負契約の変更について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第29号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 令和3年度 大川川護岸改修工事の請負契約の変更についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第29号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第30号及び議案第32号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第9 議案第30号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算(第2号)及び日程第10 議案第32号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の2件について、一括議題とします。

一括して予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大議第74号

令和4年6月16日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

予算審査特別委員会

委員長 吉 浜 覚

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第30号	令和4年度大宜味村一般会計補正予算(第2号)	原案可決 全会一致
議案第32号	令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決 全会一致

(吉浜 覚 予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長(吉浜 覚) ただいま議題となりました議案第30号及び議案第32号について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、6月15日午後1時30分からの審査予定を2時間15分繰り上げて午前11時15分から審査を行いました。

議案第30号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算(第2号)の主な内容は、
歳入で

- ・国庫支出金で北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額
- ・県支出金で沖縄振興公共投資交付金の減額
- ・繰越金の増額
- ・諸収入で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(過年度分)の増額
- ・村債の過疎対策事業債及び公営住宅整備事業債の増額

歳出で

- ・総務費の行政手続きオンライン化システム改修委託料の増額
- ・民生費の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業及び低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援給付金事業の増額
- ・衛生費の新型コロナワクチン接種事業の増額
- ・農林水産業費の農林水産業物流通条件不利性解消事業の増額
- ・商工費の地域経済回復支援事業及びマイクロツーリズムクーポン事業の増額
- ・土木費の北部連携促進特別振興対策特定開発事業及び村営宮城団地改修事業の増額
- ・教育費の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業の増額
- ・諸支出金の財政調整基金及び環境保全基金の増額

による補正で、290,145千円の増額補正であります。

次に、議案第32号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の主な内容は、
歳入で

- ・繰入金金の減額
- ・繰越金の増額
- ・簡易水道事業債の増額

歳出で

- ・簡易水道総務費で単独事業工事請負費の増額

による補正で、6,800千円の増減補正であります。

議案第30号及び議案第32号については、質疑、討論はなく、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

以上で委員長報告をいたします。

○ 議長(平良嗣男) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第30号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算(第2号)の委員長の報告に対する質疑

を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第30号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第32号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第32号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎請願第2号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第11 請願第2号 軽石被害について(請願)を議題とします。

経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大議第75号

令和4年6月16日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

経済建設常任委員会

委員長 宮 城 貢

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定

により報告します。

受理 番号	付 託 年月日	件 名	審査の 結 果	委員会の意見	措 置
1	令和4年 6月14日	軽石被害について（請願）	採択すべ きもの	要望決議の 送付が妥当	

（宮城 貢経済建設常任委員会委員長 登壇）

○ 経済建設常任委員会委員長（宮城 貢） ただいま議題となりました請願第2号について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、6月15日午前11時30分からの審査を45分繰り上げて午前10時45分から行いました。

紹介議員の私で説明を行った後、質疑を行い審査した結果、お手元に配布してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定しました。

請願第2号 軽石被害について（請願）の請願書は、質疑、討論はなく、全会一致をもって採択すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから請願第2号 軽石被害について（請願）の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから請願第2号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第2号 軽石被害について（請願）を採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって請願第2号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎決議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第12 決議案第3号 軽石被害に関する要望決議を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。7番 宮城 貢議員。

（7番 宮城 貢議員 登壇）

○ 7番（宮城 貢） 決議案第3号 軽石被害に関する要望決議

上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年6月16日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 宮城 貢

賛成者 大城佐一 友寄景善 大山美佐子

提案理由 羽地漁業協同組合の拠点地である名護市仲尾次漁港周辺の港湾区域（共同三号漁業権区域が設定されている羽地内海）において、大量の軽石の影響により安定した漁業活動ができない状況となっている。

名護市屋我地漁港沖合の養殖筏周辺海域にも大量の軽石が漂流していることから、養殖業（本マグロ、琉球スギ、アオサ、モズク等）、小型定置網漁、刺し網漁、外海での一本釣り漁等の活動において、本村の同組合に所属する漁業関係者も軽石を起因とした被害を受けており、今後も安定的な漁業活動が行えるよう、港湾区域の軽石除去を港湾管理者（沖縄県）による対応を要望するため。

軽石被害に関する要望決議

小笠原諸島の海底火山噴火により発生した軽石が、令和3年10月頃から沖縄本島周辺で確認され始めると同時に、羽地漁業協同組合の拠点地である名護市仲尾次漁港周辺の港湾区域（共同三号漁業権区域が設定されている羽地内海）に入り込み、現在も大量の軽石の影響により安定した漁業活動ができない状況となっている。

また、名護市屋我地漁港沖合の養殖筏周辺海域にも大量の軽石が漂流していることから、養殖業（本マグロ、琉球スギ、アオサ、モズク等）、小型定置網漁、刺し網漁、外海での一本釣り漁等の活動において、大宜味村の羽地漁業協同組合に所属する漁業関係者も軽石を起因とした被害を受けている。

羽地内海の港湾区域の軽石が除去されなければ安定的な漁業活動が行えないため、下記のとおり港湾管理者（沖縄県）による対応を要望する。

記

- 1、沖縄県管理の港湾区域内（共同三号漁業権が設定されている羽地内海）の軽石除去作業が早く進まなければ、これまでと同様の漁業収入が得られないため、一日でも早い軽石の除去完了を要望する。
- 2、沖縄県管理の港湾区域内（羽地内海）において、港湾管理者により汚濁防止膜を設置し封じ込めていた軽石が、令和4年3月18日に汚濁防止膜が決壊したため、封じ込めていた軽石が再び港湾区域（共同三号漁業権が設定されている羽地内海）に流出し、また操業自粛を行わなければならない状況となっていることから、徹底した汚濁防止膜の管理運用及び軽石の集積除去を行うよう要望する。
- 3、沖縄県管理の港湾区域（共同三号漁業権が設定されている羽地内海）から外海に出る漁船の航行ルートとなっているワルミ大橋下水路（共同三号漁業権設定区域）、屋我地大橋下水路（共同三号漁業権設定区域）において、軽石対策の汚濁防止膜が設置されているため、漁船が外海に出られず、長期間、外海への漁に出られない状況のため、漁業者が操業できるよう配慮を要望する。
- 4、沖縄県管理の港湾区域（共同三号漁業権が設定されている区域内の名護市宇呉我）で封じ込めていた軽石が膜の決壊により流出するなど、港湾区域内の軽石により、当組合の組合員が運営しているアオサ養殖場において、発芽したアオサに軽石が付着し、商品として出荷できない状況となっていることから、沖縄県による補償等の対応を要望する。
- 5、本マグロや琉球スギを養殖している名護市済井出沖の大型養殖場周辺海域にも軽石が漂流しているため、養殖業者独自で汚濁防止膜の設置を行ったか、その費用が莫大なため支援を求める。
- 6、沖縄県管理の港湾区域内等の軽石が除去されるまでの間、操業及び経営に影響が出ている漁業者を

軽石除去の作業に活用してもらえよう要望する。

以上、決議する。

令和4年6月16日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先、沖縄県議会議長

以上です。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第3号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって決議案第3号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから決議案第3号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議案第3号 軽石被害に関する要望決議を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって決議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（平良嗣男） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第4回大宜味村議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

(午後 2時43分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

議会副議長

署名議員

署名議員